

第 4 部 応急対策計画

第1章 消防対策【消防局】

我が国の地震発生による被害は、建築物の倒壊、がけ崩れ、道路・橋りょうの損壊等多岐にわたる。大正12年の関東大地震、平成7年1月の兵庫県南部地震では、地震による火災と家屋等の倒壊、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では、津波被害により市民の生命、身体、財産に甚大な影響を及ぼした。これら地震による被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、防災関係機関が一体となった消防対策を定め、消防機関の指揮、調整のもとに消防活動を実施する。

第1節 消防の組織

1 消防指揮本部の組織

川崎市災害対策本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めたときは、警防体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防局に消防指揮本部を、各消防署に方面指揮本部を設置し、震災時の警防体制を確立する。

2 事務分掌

消防指揮本部及び方面指揮本部の事務分掌は、川崎市災害対策本部規程による。

3 消防隊等の編成

- (1) 事前計画に基づき、参集職員によって非常用消防自動車、特殊車両等による増強隊を編成する。
- (2) 地震時の同時多発火災等に対応するため、消火隊を増強する。

4 消防職員の動員体制

市域に震度「5強」以上の地震が発生したときは、次により非直職員（命令時勤務を要しない者）の動員を行って震災警戒体制を確立し、警防活動の万全を図る。

(1) 自主参集

市域に震度「5強」以上の地震を認知した非直職員は自発的に参集する。

(2) 参集場所

消防職員は、自らの勤務場所又は指定された場所とする。

（本章末資料 消防署所配置図）

（資料編 川崎市災害対策本部規程）

第2節 警防活動

1 活動方針

地震時の警防活動は、災害発生件数、災害規模及び災害態様に応じて、消防力を効率的に運用し、次により、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

(1) 消火活動

火災が多発したときは、全消防力をもって消火活動を行う。

(2) 救助活動

火災発生件数より消防力が優位な場合は、消火活動と平行して救助活動を行う。

2 部隊運用

- (1) 地震発生後の初動時における消防隊運用は、方面指揮本部長が決定するものとし、消防隊等の編成は、事前計画により行う。

(2) 火災が拡大し、方面指揮本部の運用では対応が困難な場合においては、消防指揮本部長が全市的な見地から統括して消防隊の運用を行う。

3 情報収集伝達

市全域の被害状況を収集するために消防ヘリコプターに装備するヘリコプターテレビ電送システムにより、被害映像を消防指揮本部及び災害対策本部に対して伝送する。消防指揮本部、方面指揮本部は、災害対策本部及び区本部に対して収集した情報を提供し、また必要な情報の提供を受ける。

4 消火活動（地震火災防ぎょ）

次の原則に基づき、消火活動を実施する。

(1) 攻勢防ぎょ

火災件数が少なく現有消防力での初動時に鎮圧できる見込みのときは、積極的な攻勢防ぎょ活動を展開して一挙に鎮圧を図る。

(2) 重点防ぎょ

事前計画に基づく警防活動指定地域を重点に防ぎょする。しかし、現有消防力で対応が困難な場合においては、他の区域から応援を求めると同時に、防ぎょ線を設定して集中的な防ぎょ活動を行う。

(3) 避難路防ぎょ

延焼拡大して広域的に避難の必要があるときは、避難路確保に全力をあげて防ぎょ活動を行い、避難者の安全を図る。

(4) 市民優先防ぎょ

事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれあるときに限り局部的に防ぎょし、一般市街地の火災防ぎょ活動を優先する。

5 救助、救急活動

地震により、多数の人命被害が発生し、又はそのおそれがあるときの救助、救急活動は、次により人命保護を迅速的確に行う。

(1) 救助活動

同時多数の要救助者の救助活動を行う必要があるときは、全市的に救助隊の統括運用を行うとともに、高度救助資器材等を有効に活用し、効率的に救助活動を行う。

(2) 救急活動

初動時の救急活動体制を確立するため、救急医療関係機関への受入れ調整を実施し、医療救護所、収容可能な医療機関及び後方医療機関への救急搬送を実施する。

6 航空活動

航空隊は、初動時の被害状況の把握、救助、救急、消火活動のほか、必要に応じて人員、物資及び資器材の輸送、広報活動の調整を行い実施する。

7 応援消防隊等の要請

消防指揮本部長が本市消防力で対応困難と判断したときは、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく県消防応援隊又は、消防組織法の規定に基づく緊急消防援助隊等を要請する。

第3節 消防団

1 消防団指揮本部の開設

消防指揮本部・方面指揮本部が設置されたときは、各消防署に消防団指揮本部を開設する。消防団指揮本部は、方面指揮本部と連携を密にし、方面指揮本部長の所轄の下に団員を指揮統制するものとする。

2 消防団員の動員体制

市域に震度「5強」以上の地震が発生したときは、次により消防団員の召集を行って警防体制の強化を図り、災害活動にあたる。

(1) 自主参集

市域に震度「5強」以上の地震を認知した消防団員は、自発的に参集する。

(2) 参集場所

消防団員は、所属の器具置場又は指定された場所とする。

3 部隊の編成等

各器具置場に配備されている小型動力ポンプ付積載車及び手引動力ポンプにより消火隊を編成する。

4 部隊運用

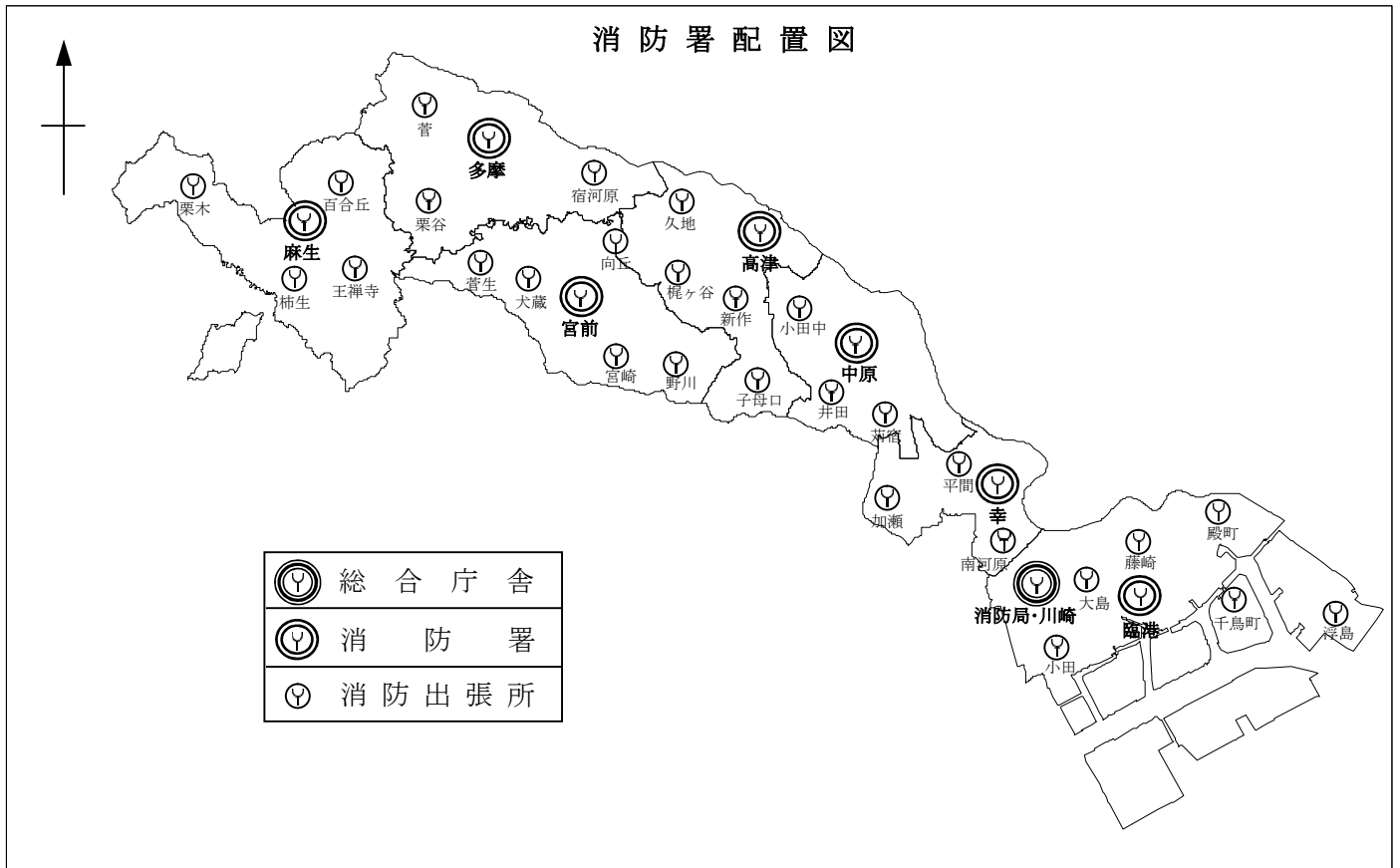
(1) 原則として、通常時の災害出場区分に従い、方面指揮本部長の所轄の下に、管轄区域内の火災防ぎょ活動を優先する。

(2) 管轄区域外への出場は、消防指揮本部長の特命による。

第4節 他の防災関係機関との連携

警察、自衛隊、医療関係機関等と相互に密接な協力・連携により、消防活動を実施するものとする。

消防署配置図



第2章 警備活動【神奈川県警察、第三管区海上保安本部】

警察は、大地震が発生した場合には、被害の拡大を防止するため、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安維持に万全を期することとする。

第1節 警察の警備体制

1 警備体制の確立

- (1) 警察は、大地震が発生した場合には、警察本部に警察本部長を警備本部長とする神奈川県警察災害警備本部を、市内各警察署に警察署長を警備本部長とする警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

警察は、市及び防災関係機関等と連携して次の対策を実施する。

(1) 情報収集・連絡

警察は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により防災関係機関等に連絡する。

(2) 救出救助活動

警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災地を管轄する警察署等に出動させ、市及び防災関係機関等と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(3) 広報活動

警察は、災害の状況、その見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制、人心の安定と混乱防止のための広報活動を、市及び報道機関等と緊密な連携のもとに積極的に実施する。

(4) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じる。なお、避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮する。

(5) 津波対策

警察は、津波予報及び警報・注意報が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な情報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行う。

(6) 交通対策

警察は、被災地における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(7) 危険物等対策

警察は、大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行う。

(8) 防犯対策

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) ボランティア等との連携

警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(10) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

第2節 海上保安庁の警備体制

1 第三管区海上保安本部

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

第3章 交通対策【建設緑政局、危機管理本部、港湾局、区、神奈川県警察、

第三管区海上保安本部】

第1節 道路の啓開活動【建設緑政局、港湾局、危機管理本部、区】

震災時における道路の状況次第では被災者の救助・救出・消火等の緊急活動作業に著しい影響を及ぼす。したがって、緊急活動道路（第2部第9章参照）に指定された路線から優先的に道路機能を復元する啓開活動を行うものとする。

なお、県内の道路管理者等で構成する神奈川県緊急輸送道路ネットワーク協議会では、災害発生から72時間以内の道路啓開を目指し、優先して啓開活動を実施する優先啓開候補路線をあらかじめ選定しており、当該候補路線における道路啓開については、「神奈川県緊急輸送管理マニュアル」に基づき、対応を行う。

1 道路

地震により道路が破損した場合、救助・救出・消火等の緊急活動に著しい影響を及ぼすので、地割、陥没等に対し応急措置を実施し、交通の確保を図るものとする。

2 橋りょう

地震により、橋りょうが破損、落橋した場合、緊急活動に著しい影響を及ぼすので、仮橋の設置、補強等の応急措置を実施し、交通の確保を図るものとする。

3 障害物

地震時に倒壊した家屋、転倒落下物、及び放置自動車等によって発生する障害物は被害の拡大、避難・消火・救助等の応急対策活動全般に著しい影響を及ぼすので、この障害物の除去を速やかに実施する。

4 実施者

啓開活動の実施者は道路施設の管理者が行うものとする。しかしながら、国及び他の道路管理者が管理する道路の啓開活動において要請があれば、市は速やかに協力するものとする。

5 実施方法

- (1) 市が管理する道路における啓開活動は区と協議のうえ、道路管理者が速やかに実施する。
- (2) 区長は、道路、橋りょう、河川の被害状況について、被害の種類、発生日時、場所及び規模等を具体的かつ速やかに収集する。
- (3) 応急対策の実施は、区道路公園センターが所管して行う。
- (4) 作業が大規模・広域に及ぶ場合は、協定締結事業者（川崎建設業協会及び神奈川県建設重機協同組合等）に応援を要請するものとする。
- (5) 作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、事後の復旧に支障をきたさない範囲で実施するものとする。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場合、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするが災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならない場所

(4) 避難活動又は避難者収容の支障とならない場所

7 除去した障害物の処理

集積場所の障害物のうち、災害廃棄物等については、「第4部 第11章 災害廃棄物等処理計画」に基づき処理するものとする。その他の障害物については、関係機関及び関係者と協議の上、対応を図るものとする。

8 応援要請

障害物除去の範囲が広範・大規模であり、市及び協定締結事業者では対応が困難な場合、市長は、県知事に必要な事項を明らかにして人員・車両等の応援派遣の要請を行うものとする。

9 資機材の整備、備蓄

道路、橋りょうの応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。

(1) フレコン、砕石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。

(2) 応急復旧に備え、仮設橋りょう用資機材の調達方法を確立する。

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川県建設重機協同組合))

(資料編 災害時における応急対策の協力に関する協定 (神奈川県自動車整備振興会))

(資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定 (日本埋立浚渫協会関東支部))

第2節 車両の移動【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、区】

道路管理者及び港湾管理者は、自らが管理する道路において災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

1 車両等の移動命令

道路管理者及び港湾管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。(災害対策基本法第76条の6)

2 指定区間の周知

道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、その他の広報手段により、周知する。

3 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

4 措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者又は港湾管理者は損失の補償を行う。

第3節 道路交通対策【神奈川県警察】

警察は、地震発生後、特に初期段階には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努める。

1 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

(1) 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険個所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(2) 大地震発生時の交通規制等

大地震発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

ア 被災地等への流入抑制

大地震が発生した直後においては、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

(ア) 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。

(イ) 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。

(ウ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。

イ 緊急交通路確保のための交通規制

大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、市は踏切の遮断機が長時間にわたり降りた状態が続くことによる救急車、消防車等の緊急車両の通行障害の解消のため、鉄道事業者に対し、鉄道の復旧見込みを確認後、復旧の見込みが立たない場合、緊急交通路等にある踏切の開放を要請する。

ウ 道路管理者等への通知

イによる通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行う。

エ 車両移動等の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行い、または自ら当該措置をとる。

2 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通情報の広報

交通規制の内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。

また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて市町村の協力を求める。

3 緊急通行車両等の確認

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付手続きについては、県知事が確認する車両を除いた車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

（本章末資料 交通規制路線図）

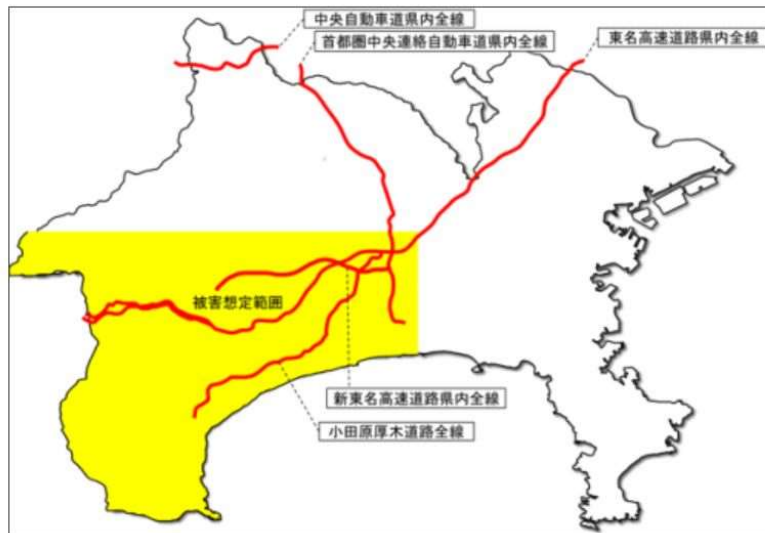
第 4 節 海上交通安全の確保【第三管区海上保安本部】

第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行なう船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 2 海難の発生及び津波による被害が発生する恐れがあると判断される場合など、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するとともに、船舶の移動等の措置を講ずる。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 4 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- 5 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

資料 交通規制路線図

④ 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震（警戒宣言発令も含む）が発生した場合の交通規制計画



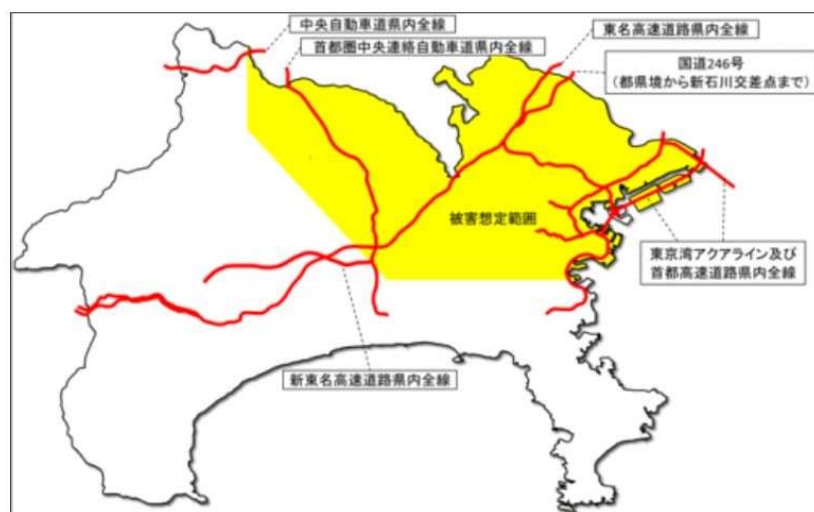
④ 大正型関東地震が発生した場合の交通規制計画



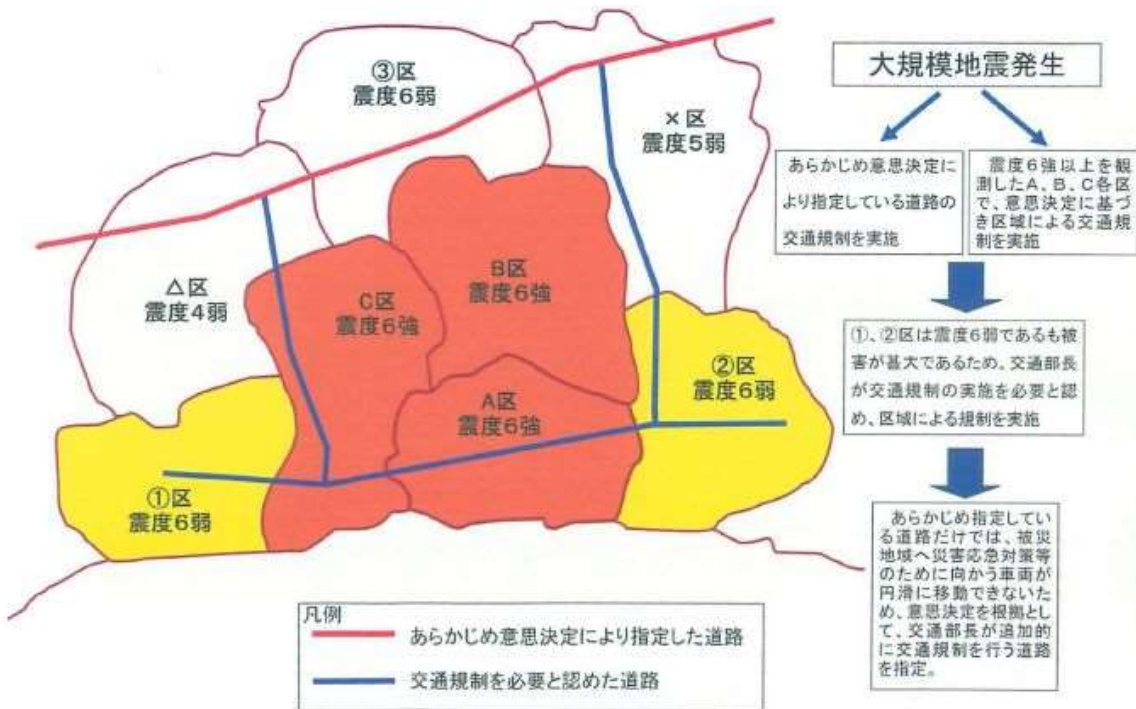
④ 三浦半島断層群の地震が発生した場合の交通規制計画



④ 都心南部直下地震が発生した場合の交通規制計画



意思決定による交通規制概念図



第4章 医療救護・福祉対応【健康福祉局、病院局、区】

震災時においては、その災害の規模によって、地域の医療機関の通常の診療能力を超えた死傷者の発生、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、震災時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。また、震災時の時間経過ごとの医療ニーズへの対応をガイドラインに示すものとする。さらに、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉調整ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとする。

第1節 医療救護活動体制の整備

1 災害対策本部健康福祉部の役割

災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

健康福祉部は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

(1) 保健医療調整本部

第3部第1章第2節に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は本庁舎6階災害対策本部事務局室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。

保健医療調整本部の業務は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。

(2) 川崎市災害医療コーディネーター

川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療福祉調整本部や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。

(3) 川崎市災害医療対策会議

川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討する会議体「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置し運営する。

2 区本部保健衛生・福祉班の役割

災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師をはじめとした医療職及び事務職等による保健衛

生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。区内のコーディネートに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催する。

3 市立病院の役割

市立病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、各病院の位置付けに応じて、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材及び医薬品等の備蓄を進める。

4 地域の医療関係団体等との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

(1) 川崎市医師会

川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、区医師会医療救護隊本部を設営（各休日急患診療所等）のうえ医療救護班を編成し、市又は区の設置した医療救護所において医療救護活動を行う。

(2) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。

(3) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。

(4) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

(5) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い、医療救護班の編成に協力し、傷病者等に対し医療救護活動を行う。

(6) 神奈川県柔道整復師会川崎支部

神奈川県柔道整復師会川崎支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

(7) 川崎地区ケア輸送連絡会

川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。

(8) 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援に関する業務を行う。

5 市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付ける。

全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。

なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。

(1) レベル1

神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部が調整を行うものとする。

なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県保健医療福祉調整本部や市外の当該機関等と調整を行う。

(2) レベル2

次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。

- ・ 救命救急センターを有しない災害拠点病院
- ・ 神奈川県が指定する災害協力病院
- ・ 上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院

(3) レベル3

所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。

(4) レベル4

所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当する。

市内病院の位置付け

レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。
2	レベル1以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。
	災害協力病院		
	上記のほか、設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院		
3	レベル1・2を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。
4	レベル1～3を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。

市内の災害拠点病院（令和7年4月現在）

医療機関名	所在地	許可病床数	救命救急センター	神奈川DMAT指定	川崎DMAT指定	離着陸場（病院との距離）
市立川崎病院	川崎区新川通12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート（屋上）
関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート（屋上）
市立井田病院	中原区井田2-27-1	383		○		井田病院専用ヘリポート（屋上）
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-383	372	○	○	○	日本医科大学武蔵小杉病院専用ヘリポート（屋上）
帝京大学医学部附属溝口病院	<u>高津区二子5-1-1</u>	400		○		諏訪河川敷（1,500m）
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	<u>955</u>	○	○	○	聖マリアンナ医科大学病院専用ヘリポート（屋上）
市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート（屋上）

6 診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、医師会メールシステム等により報告する。

自院での診療が可能な場合には診療所での対応を行い、診療が不可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。

7 災害時情報伝達体制の整備

市は、「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線等の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。

なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、E M I Sに登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、F A X、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からE M I Sの入力体制を整備するものとする。

(1) 緊急時入力（災害発生直後）

被災状況を速やかに確認するとともに、E M I Sの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。

ア 倒壊状況

イ ライフライン・サプライ状況

ウ 患者受診状況

エ 職員状況

オ その他

(2) 詳細入力

続報が入り次第、E M I Sの「詳細入力」から、(1)の各項目について具体的な情報を随時発信する。

(資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎支部との災害時における応急救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)

(資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書)

第2節 医療救護班等の編成・活動

1 市内の医療関係団体等

(1) 医療救護班の編成

市内の医療関係団体等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成する。

ア 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況等に応じ、各区医師会が設置する区医師会医療救護隊本部（各休日急患診療所等）を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、地区災害出動班）を編成する。

イ 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。

(2) 医療救護班の出動

ア 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

イ 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。

ウ 地域の医療関係団体への出動要請等

ア及びイの規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

(3) 医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

ア 応急医療

イ トリアージ

ウ 患者搬送指示

エ 薬剤又は治療材料の支給

オ 看護

カ 助産救護（搬送指示）

キ 口腔ケア

ク 死亡の確認

ケ 死体の検案

2 市外の医療関係団体等

保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県保健医療福祉調整本部に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。

なお、医療ボランティアは、第4部第5章第7節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応

じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部保健衛生・福祉班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。

3 医療救護所の設置

災害対策本部健康福祉部又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。

○医療救護所の目的別分類

- (1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）
- (2) 地区臨時診療所型救護所
- (3) 避難所巡回型救護所

(1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置する。

特に、レベル1及び2に位置付けられている各病院については、軽症者対応のためのスペースを各病院敷地内又は近接地にあらかじめ確保したり、地域の医療関係団体等と連携した訓練を実施したりするなど、平時から病院機能支援型救護所が設置されることを想定した準備を行っておくものとする。

(2) 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置する。

なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとする。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとする。

(3) 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置する。原則として、避難所を巡回する形式とする。

4 医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。

5 書類の整備

医療救護を行うにあたっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとする。

第3節 被災傷病者の収容医療施設

1 病院等の医療機関への搬送受入要請

災害の規模及び傷病者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入れが必要な場合、市長は、川

崎市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。

2 川崎市病院協会の対応

川崎市病院協会長は、市内の医療機関（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、各病院の位置付けに応じて直ちに被災傷病者等の外来治療に応ずるとともに、現場、避難所等から搬送される被災傷病者等の受入に可能な限り応じるよう指示するものとする。

医療機関は、搬送される被災傷病者等の収容及び診療等に応じられるよう平時から準備を行い、即応体制を整備するものとする。

3 病院体制の維持・向上

市が各病院の位置付けを行うに当たっては、各病院の運営、施設・設備等の状況を十分考慮するが、各病院が、日頃から位置付け及び求められる役割を十分認識して体制の維持・向上に努めることができるよう、市は必要な支援を行う。

第4節 市内における医療資源等の確保

区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源の過不足状況を、EMIS等を活用して速やかに把握し、備蓄によるもの等、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとする。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとする。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。

1 患者の搬送

市は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

2 医薬品等の確保

市は医療救護班が使用する医薬品・医療資器材を備蓄するほか、医療機関等において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。

3 ライフラインの確保

市は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者等に要請し、復旧までの間、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。

4 食料、生活必需品等の確保

医療機関等において各施設の食料、生活必需品等の備蓄だけでは不足が生じた場合には、市や区へ要請を行うものとする。市や区は、各種協定に基づき調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、第4部第9章に基づき供給体制を整備する。

5 川崎DMATの派遣要請

川崎市市内において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMAT指定病院の長に対して川崎DMATの派遣を要請する。

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定)

(資料編 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)

第5節 市外への応援要請

市は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方医療機関の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。

1 医師・保健師等の派遣

市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における保健・医療を確保するため、国・県・他自治体に対して、災害対策基本法、相互応援協定等により医師・保健師等の派遣を要請する。

2 医薬品等の提供

市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、国・県・他自治体に対して、相互応援協定等による医薬品等の供給・搬送を要請する。

3 後方医療機関の確保

大規模な災害発生時には、広域協力体制に基づく被災地外の後方医療機関の確保を、国・県・他自治体に対して要請し、被災重症者等の受入れ・搬送体制を確立する。

4 DMATの派遣要請

(1) 神奈川DMAT又はDMAT-Lの派遣要請

局地災害が発生し、20人以上の傷病者が発生若しくは発生が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して神奈川DMAT又は神奈川DMAT-Lの派遣を要請する。

(2) 日本DMATの派遣要請

広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県の日本DMAT派遣を要請する。

5 DPATの派遣要請

災害によって市内の精神保健医療機能が低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大した場合、神奈川県とDPAT派遣について調整のうえ、DPAT派遣を要請する。

(資料編 21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書)

(資料編 21大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)

第6節 災害時の福祉対応【健康福祉局、区】

1 災害福祉調整本部

(1) 目的、役割等

災害福祉の体制や対応状況を整理し、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設(以下この節において「社会福祉施設」という。)や災害時要援護者等の情報を集約

し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置する。なお、設置場所は本庁舎12階執務スペースを基本とし、当該スペース等が利用できない場合は、災害対策本部と連絡・調整が可能となる適切な場所を危機管理本部協力のもとで選定し、設置するものとする。

災害福祉調整本部の役割	
1	社会福祉施設の情報集約
2	被災した社会福祉施設への支援
3	他都市からの災害時の福祉活動チーム、介護専門職等の受入調整
4	各区の災害時要援護者等の情報収集
5	二次避難所の開設・運営に関する総合調整
6	情報の整理及び分析等の総合調整やマネジメント
7	本部会議等への報告

(2) 二次避難所連絡要員の派遣

災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣する。二次避難所連絡要員は、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行う。

(3) 災害時情報伝達・収集体制

関係局区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（E-Welfiss）を中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進める。

2 区本部保健衛生・福祉班の役割

区本部保健衛生・福祉班は、災害福祉調整本部や避難所等と連携しながら次の役割を担う。

- (1) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。
- (2) 災害時要援護者の安全確保に関すること。
- (3) 災害時要援護者の状況調査に関すること。
- (4) 災害時要援護者の情報に関すること。
- (5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。

3 市内の社会福祉施設の役割

災害時においては、まずは自施設の被災状況や利用者等の状態、職員の参集状況や備蓄物資の在庫状況等を把握し、利用者等の安全を確保したうえで、協定に基づく災害時要援護者等の受入に努めるものとする。

（資料編 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）

4 二次避難所の開設

健康福祉部長は、避難を要する災害時要援護者等の安定した避難生活を確保するため、災害の状況、避難所等の開設状況、地域の特性、施設の被害の程度、避難者の人数等を勘案し、市の施設や協定により確保した社会福祉施設の中から二次避難所を開設する。

5 神奈川DWA Tの派遣要請

災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所及び在宅などで避難生活を送る要配慮者への福祉ニーズに応じて、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWA Tの派遣要請を行う。

注)「神奈川DWA T (神奈川県災害派遣福祉チーム)」とは、大規模災害時に、一般避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う福祉専門職等で構成するチームを指す。

(資料編 神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱)

6 平時からの訓練の実施

災害福祉の取組については、平時からの備えが重要であることから、健康福祉局は、関係局区、社会福祉施設、関係団体等と連携し、定期的に訓練を実施する。

第5章 応援体制【危機管理本部、市民文化局、まちづくり局、消防局、

健康福祉局、各局室区】

発生した震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施する。その際、平成29年7月に策定した「川崎市受援マニュアル」及び令和5年3月に策定した「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、円滑に外部の応援を受入れる体制等を整えるものとする。

第1節 要請方法

1 判断・指示

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、応援要請を行うものとする。ただし、緊急を要し、またやむを得ない事情のある時は、各局区長の判断により、要請することができる。

2 要請の基本事項

応援要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにして、要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他参考事項

3 受入体制の整備

要請により、派遣された要員・物資等の受入体制については、関係局区と調整を行い確保することとする。

第2節 応援の要請

1 民間企業、各種団体等への応援要請

市長は所掌業務に基づき、次の項目ごとに各協定先等へ要請を行うこととする。

- (1) 広報、情報通信に係わる応援要請
- (2) 救出・救助、消火に係わる応援要請
- (3) 医療救護、福祉に係わる応援要請
- (4) 物資（燃料・食料品・生活必需品・トイレ・葬祭用品）に係わる応援要請
- (5) 輸送に係わる応援要請
- (6) 上下水道に係わる応援要請
- (7) 帰宅困難者支援、避難場所に係る応援要請
- (8) その他の応援要請

（資料編 第4部災害時応援協定等）

2 地方公共団体に対する応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次により応援を要請するものとする。

- (1) 災害時相互応援協定等に基づく応援要請
- (2) 県知事に対する応援又は応急措置の実施要請（災害対策基本法第68条）
- (3) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

(資料編 21大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市、町田市、横須賀市))

(資料編 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定)

3 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次により職員の派遣を要請するものとする。

- (1) 指定地方行政機関の長に対する当該指定地方行政機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）
- (2) 県知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要請（災害対策基本法第30条第1項）
- (3) 県知事に対する職員の派遣あっ旋要請（災害対策基本法第30条第2項）
- (4) 他の地方公共団体の長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

第3節 九都県市応援調整本部【危機管理本部】

「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、九都県市内の複数都県市で、震度6弱以上の震度が確認された場合には、九都県市応援調整本部が設置される。

1 職員の派遣

市長は、九都県市応援調整本部が設置された場合には、職員を派遣することとする。

派遣する職員は、あらかじめ3名以上を指定しておき、状況に応じた人数を派遣する。

2 広域応援調整

九都県市応援調整本部では、次の業務を行う。

- (1) 情報の収集
- (2) 情報の集約
- (3) 情報の提供
- (4) 協定に基づく調整

(資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

第4節 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。

1 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯、給水及び入浴支援
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去

(12) その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

2 派遣要請依頼

(1) 県知事が行う派遣要請先

区 分	担当区域	あて先	担当窓口／所在地 電話 県防災無線
陸上自衛隊に対するもの	県内全域	第1師団長 (第31普通科連隊第3科)	第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 <u>3804</u>
海上自衛隊に対するもの	県内全域 ただし、主として海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 内線 2543 046(822)3522 (直通) 県防災行政通信網 <u>2814</u>

(2) 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、危機管理本部が、文書により、県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは神奈川県防災行政通信網により依頼し、書類は後日提出するものとする。

なお、要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにし、依頼するものとする。

ア 災害状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

連絡先 : 神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課

県防災行政通信網

時間内 3424

時間外 3575

3576

3577

3578

(3) 状況が急を要し、知事の要請を待っていては時機を失すると認められるときは、市長が陸上自衛隊にあつては第31普通科連隊長を経由して第1師団長に、又は直接第1師団等に、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部に、その旨及び当該地域に係る災害の状況を通知する。

(緊急の場合の連絡先)

部隊名		電話番号・神奈川県防災行政無線	
		時 間 内	時 間 外
陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)	046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 <u>3804</u>	046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 <u>3804</u>

海上 自衛隊	横須賀地方総監部	0 4 6 - 8 2 2 - 3 5 0 0	0 4 6 - 8 2 2 - 3 5 0 0
		内線 2 5 4 3	内線 2 2 2 2 / 2 2 2 3
		0 4 6 - 8 2 2 - 3 5 2 2 (直通)	0 4 6 - 8 2 3 - 1 0 0 9 (直通)
		県防災行政通信網 9 - 6 3 7 - 9 2 0 1	県防災行政通信網 9 - 6 3 7 - 9 2 0 1

(4) 通知を受けた第31普通科連隊長等は、直ちに救援措置をとる必要があると認められる場合には、自衛隊法第83条第2項により県知事の要請を待つことなく、自主派遣を実施できる。

3 派遣部隊の受入体制の整備

(1) 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

(3) 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取付けるよう配慮する。

(4) 自衛隊との連絡窓口

危機管理本部を窓口とする。

(5) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの離着陸場所を用意する。

(6) 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

5 ヘリコプターの離着陸場

第8章第5節に定めるヘリコプターの離着陸場を適用する。

6 災害派遣部隊の撤収

市長は、自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、文書により県知事に対し災害派遣部隊の撤収を依頼する。

第5節 海外からの支援の受入れ

国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、神奈川県と調整しながら情報収集に努め、その受入れと円滑な活動支援に努める。

第6節 活動拠点の配置

警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等が宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点が必要になることから、市、県及び民間の施設を活用し、配置することにより、円滑な災害対策の実施を図る。

また、警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等の活動拠点は、本市を南部、中部及び北部の3地域に区分し、各地域に配置する。

1 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町22-6
等々力陸上競技場	中原区等々力1-1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力1-1
県立百合丘高校	多摩区南生田4-2-1

※ 等々力緑地については、再編整備工事の期間中（令和7年度～令和11年度予定）は、活動拠点に位置付けられた各施設の使用に影響が生じる場合があることに留意する（以下2、3、4及び7に記載のある等々力緑地内の活動拠点についても同様とする。）。

2 自衛隊の活動拠点

自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場場内駐車場他	川崎区富士見1-5-1
等々力緑地運動広場	中原区等々力1-1
等々力緑地多目的広場	中原区等々力1-1
県立生田高校	多摩区長沢3-17-1
川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区柗形7-1-10

3 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

なお、消防訓練センターは、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整える。

名 称	所 在 地
川崎富士見球技場及び周辺	川崎区富士見2-1
富士見球場	川崎区富士見2-1
等々力緑地催し物広場	中原区等々力1-1
等々力緑地テニスコート	中原区等々力1-1
等々力球場	中原区等々力1-1
消防訓練センター	宮前区犬蔵1-10-2
県立生田東高校	多摩区生田4-32-1

※災害ボランティアセンターの運営や応援職員用宿泊施設、帰宅困難者対策施設として指定されている川崎競輪場（川崎区富士見 2-1-6）については、上記利用用途を妨げない範囲で使用するものとする。

4 ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈祷殿駐車場	川崎区大師河原 1-1-1
県立大師高校	川崎区四谷下町 2 5-1
会館とどろき	中原区宮内 4-1-2
等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4-1
県立住吉高校	中原区木月住吉町 3 4-1
県立菅高校	多摩区菅馬場 4-2-1

5 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
長沢浄水場	多摩区三田 5-1-1

6 他都県市等からの応援の活動拠点

他都県市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に、活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1-5-1
川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6
県立川崎工科高校	中原区上平間 1 7 0 0-7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5-1 4-1
県立麻生高校	麻生区金程 3-4-1

7 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点病院の臨時離着陸場を補完するため、次のとおり重症者等の後方搬送拠点を配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1-5-1
等々力補助競技場	中原区等々力 1-1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6-1 5-1

8 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区の新市場多摩川河川敷一帯に配置する。なお、消防局航空隊によるヘリコプターの運航支援実施場所は市立川崎総合科学高等学校屋上（幸区小向仲野町５－１）とする。

9 基幹的広域防災拠点

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用する。

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島５８番地

第７節 災害ボランティアの活動支援

市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」（支援センター及び地域センター）等を設置し、必要な資機材の確保等に努め、必要な支援を行う。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築する。

1 一般ボランティア

- (1) 市は、社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。
- (2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。また、地域センターを必要な区に設置する。

地域センター設置候補施設一覧

区	施設名	住所
川崎	教育文化会館	川崎区富士見２－１－３
	労働会館 (サンピアンかわさき)	川崎区富士見２－５－２
幸	幸市民館	幸区戸手本町１－１１－２
中原	中原市民館	中原区新丸子東３－１１００－１２
	聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町１４－１６
	総合福祉センター	中原区上小田中６－２２－５
	総合自治会館	中原区小杉町３－６００
高津	生活文化会館 (てくのかわさき)	高津区溝口１－６－１０
	男女共同参画センター (すくらむ２１)	高津区溝口２－２０－１
宮前	宮前市民館	宮前区宮前平２－２０－４

多摩	多摩市民館	多摩区登戸1775－1
麻生	麻生市民館	麻生区万福寺1－5－2

(資料編 川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書・細則)

2 専門ボランティア

- (1) 医療ボランティア、応急危険度判定ボランティア、介護ボランティア、動物救援ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築していく。
- (2) 消防ボランティアについては、各消防署においてボランティア対応窓口を設置し、情報及び活動場所の提供等を行う。
- (3) 外国語通訳ボランティアについては、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した地域の外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動及び相談・問い合わせ等への対応を行う。
- (4) その他専門ボランティアについては、関係局、社会福祉協議会等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。

第6章 避難対策【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、

健康福祉局、港湾局、区、消防局、教育委員会】

震災時には、建物倒壊、火災、崖崩れ、津波、コンビナート災害等により、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想されるとともに、臨海部においては火災、爆発等が発生するおそれもある。また、住居等が喪失するなど、引き続き支援を必要とする市民に対して、避難所を開設し収容保護するため、本章では、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について必要な事項を定める。

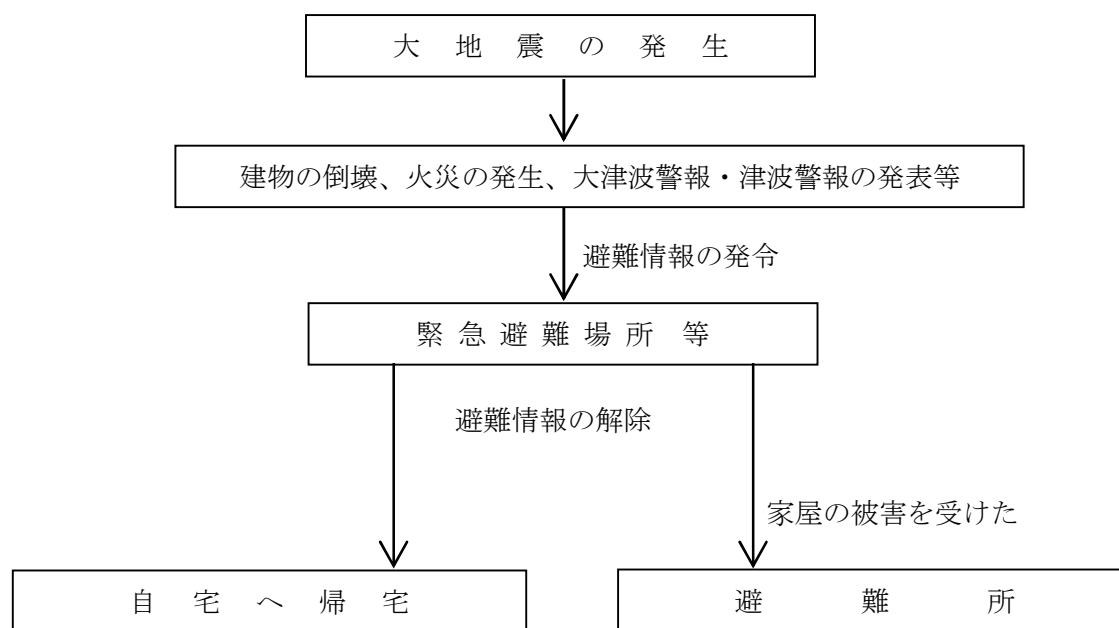
なお、震災時における帰宅困難者対策については、第4部第7章混乱防止及び帰宅困難者対策により対応するものとする。

また、コンビナート災害に伴う避難対策は、川崎市臨海部防災対策計画により対応するものとする。

第1節 避難場所等の指定

市長は、災害対策基本法に基づき、広域避難場所や避難所等から政令（災害対策基本法施行令）で定める基準に適合する施設又は場所を、異常な現象の種類ごとに、緊急避難場所として予め指定するとともに、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設として、地域防災拠点のほか、市立小学校及び高等学校等（跡地利用を含む。）を避難所として予め指定する。また、緊急避難場所又は避難所に指定したときは、公示等を行い、広く市民に周知する。

第2節 避難情報【危機管理本部、区、消防局】



1 避難情報の発令者

市長などの避難情報の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難情報を発令し、避難誘導を行う。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難情報の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難情報を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。

発令者一覧

発令者	根拠法令
市長 (水防管理者)	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条
警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 61 条
知事（又はその命を受けた者）	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
自衛官	自衛隊法第 94 条

2 避難情報の発令基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を指示する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

また、避難情報の発令にあたっては必要に応じ、関係機関に助言を求めることとする。

市長が避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができない場合や市長から要求があった場合、関係法令に定められている指示の要件を満たしていると認められる場合においては、発令者一覧に掲げる関係機関も避難情報を発令することができるものとする。

3 大津波警報・津波警報の発表による避難情報の発令等

東京湾内湾に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、地震による堤防等の被害、津波の到達予想時の潮位、予想される津波の高さ、慶長型地震による津波浸水予想地域の浸水深等を考慮し、避難情報を発令するものとする。また、津波注意報が発表された場合には、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区が多摩川の河川敷にいる人達に対して、津波注意報を伝達し、速やかに海岸から離れ、河川敷から堤内に出ることを促すものとする。

なお、津波避難の考え方は次のとおりとする。

- (1) 原則として、慶長型地震の津波浸水予測地域外又は津波避難施設等へ避難するものとする。
- (2) 津波対象地域内の堅牢な建物の 3 階以上にいる者（津波浸水予想が 0.8m 未満の地域においては、堅牢な建物の 2 階以上にいる者）は、その場で待機するものとする。

※「堅牢な建物」：昭和 56 年 6 月 1 日（新耐震基準）以降に建築された、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物。

- (3) 上記 (1) 及び (2) の対応が困難な場合には、近隣の堅牢な建物などに緊急退避するものとする。

(4) 避難は、原則として徒歩とする。

(5) 避難にあたっての心得

ア 各家庭、各職場で津波警報が発表された際の避難行動を定めておく。

イ 気象庁が発表する津波に関する情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。

ウ 気象庁が津波警報を発表した時は、迅速かつ落ち着いて避難する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報や津波注意報が解除されるまでは、自宅等に戻らない。

オ 避難する際は、大声で周囲の人たちに声を掛け、誘い合う。

4 避難情報の内容

避難情報を発令する場合、避難対象となる住民等に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。

伝 達 内 容	1 発令日時
	2 発令者
	3 対象地域及び対象者
	4 避難すべき理由
	5 状況、危険の度合い
	6 避難情報の種別
	7 避難の時期（避難開始時期及び完了時期）
	8 避難場所
	9 避難の経路（又は、通行できない経路）
	10 住民の取るべき行動や注意事項
	11 担当部署及び連絡先

5 避難情報の伝達方法

避難情報を発令した場合は、総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。

また、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、登録のない者等についても、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達等により伝達漏れのないよう留意する。

伝 達 方 法	1 同報系防災行政無線による放送
	2 広報車、消防車両による放送
	3 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達
	<u>4</u> ラジオ・テレビ等による放送
	<u>5</u> 市ホームページのトップページ及び防災ポータルサイトへの掲載
	<u>6</u> メールニュースかわさき「防災気象情報」のメール送信
	<u>7</u> 緊急速報メールの送信
	<u>8</u> SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による配信
	<u>9</u> 防災アプリによる配信と掲載
	10 Lアラート（ <u>災害情報共有システム</u> ）への配信
	11 テレビ神奈川データ放送の実施
	12 コミュニティFM（かわさきFM）による放送
	13 消防ヘリコプターによる広報

6 関係機関等への通知及び報告

- (1) 市長は、避難情報を発令したとき並びに警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、報道等の関係機関に連絡する。
- (2) 避難情報が発令されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。

7 避難情報の解除

- (1) 市長は、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難情報を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- (2) 避難情報が解除されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。
- (3) 区長は、避難情報の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。

第3節 住民説明の実施【危機管理本部、消防局、区】

市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難情報を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第4節 避難誘導【危機管理本部、消防局、区】

1 関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

2 災害時要援護者の避難支援

避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。避難支援制度登録者に対しては、地域の支援組織の構成員が、自身・家族の安全を確保した後、避難支援活動を行う。避難支援を行う際は、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に、可能な範囲で活動を行うものとする。

3 情報の把握・再避難

避難誘導に当たる市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難所や避難経路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難（他の安全な避難所又は補完施設への避難誘導）等の措置を講じる。

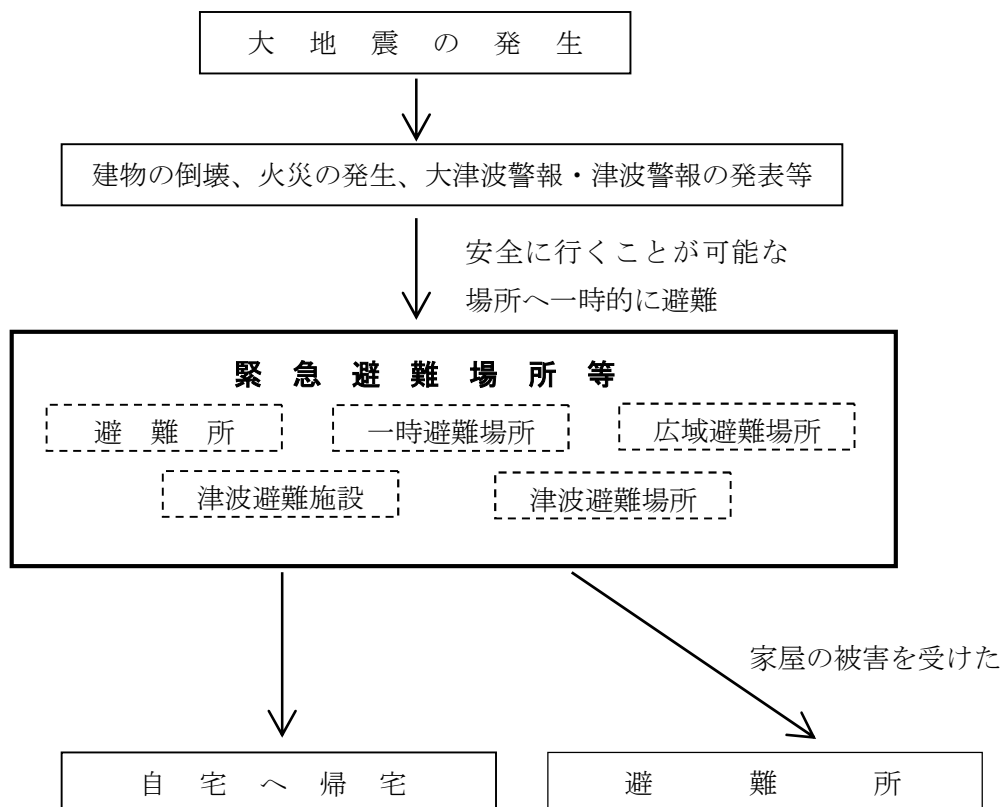
なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することとする。

4 避難路及び交通手段の確保

区長は、避難誘導を行うため、避難路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、関係機関等に対し、協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を要請する。

第5節 被災者の受入れ

震災により住居等を喪失するなど、継続して支援を必要とする被災者を次により受入れる。



1 受入対象者

震災により、建物が被害を受け又は被害を受けるおそれがあり、居住場所を失った者とする。

2 受入施設

原則として指定された避難所（市内の市立小・中・高等学校〔跡地利用を含む。〕）等で受入れを行う。また、受入施設については原則体育館を優先して使用し、不足が生じた場合や要配慮者向けスペースの確保が必要な場合は避難所運営会議で協議し、その他体育館以外の施設も含め収容場所の確保に努めるものとする。なお、避難所はあらかじめ原則として小学校の通学区域を基本に町丁単位等で指定されているが、被害の状況により、他の避難所においても受入れを行う。

3 受入期間

受入期間は、避難者が被災住宅を復旧、新築する等住宅を確保し自立することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。

ただし、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮するものとする。

4 避難所の開設

(1) 勤務時間内

区長は、勤務時間内に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5強以下であっても開設が必要と認められる場合には、開設準備のために避難所へ職員を派遣する。派遣された職員は、施設管理者及び避難所運営会議の協力を得て、施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が避難所運営会議の協力を得て、避難所を開設する。

(2) 勤務時間外

避難所運営要員は、夜間・休日等、勤務時間外に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、発生した地震が震度5強以下であっても開設の必要があり、参集を指示された場合には、あらかじめ指定された避難所へ参集し、施設の安全確認等の開設準備を行い、施設管理者及び避難所運営会議の協力を得て、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。

5 避難所の管理運営

避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、女性の参画を推進しながら地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、避難者や避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力も得ながらその管理運営を行うものとする。合わせて、避難者等に協力要請を行う場合には、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動するものとする。

なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに男女共同参画や性的マイノリティへの理解・配慮等の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成する。

また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえでさまざまな役割が必要となるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るように努めるものとする。

(1) 避難所の業務

- ア 避難所の開設・管理
- イ 負傷者や急病患者への救援活動
- ウ 避難者確認及び名簿の整備
- エ 生活情報の提供及び臨時相談所の設置
- オ 避難所自治組織の運営指導
- カ 避難者及び地域住民への給食活動
- キ 施設管理者との調整
- ク 安否確認への対応
- ケ その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

(2) 避難所対策

- ア 区長は、被災者への食料、生活必需品及び飲料水の供与等について配慮するとともに、防疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整にあたるものとする。
- イ 区長は、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、災害時要援護者へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報を周知するなど必要な配慮に努める。
- ウ 区長は、避難所内における混乱の防止、秩序の維持等、被災者の収容及び救護対策が安全適切に行われるよう措置する。

(3) 避難所開設状況の報告

区長は避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

(4) 避難状況の報告

- ア 避難所等に派遣された職員は、避難者数、避難者の健康状態、その他必要な事項について、

区長へ報告する。

イ 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長に報告する。

ウ 避難状況の報告や取りまとめについては、総合防災情報システムを活用する。

6 その他の避難施設の確保等

避難所を補完するものとして、次のとおり避難施設の確保に努めるものとする。

(1) 避難所補完施設の利用

区長は、あらかじめ指定した避難所だけでは避難者の収容が困難と認めた場合は、避難所補完施設として、その周辺の公共施設、公園等の安全性の確認をした上で利用を図るとともに、その施設管理者にその旨を報告する。

なお、民間施設を避難所補完施設として確保する場合には、平常時に、あらかじめ関係者の承諾を得ておき、災害時には、利用する旨の連絡を行う。

(2) 要配慮者の避難施設（二次避難所）の確保

区長は、避難所では生活が困難な要配慮者の避難施設として、市内社会福祉施設等の利用を図るものとする。なお、要配慮者を介護者とともに、社会福祉施設等へ二次避難させる場合は、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応については関係局長との連絡調整にあたるものとする。

(3) 多様な避難施設の確保

さらに避難者の収容が困難となった場合には、特に災害時要援護者の避難施設としてホテル等を借上げる等、多様な避難施設の確保に努めるものとする。

(4) 広域的避難

市長は、災害の規模、避難者の状況等に鑑み、市域外への避難が必要な場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるものとする。なお、避難の協議にあたっては、災害時の相互応援に関する協定の活用について留意する。

7 避難者の安否情報

市長又は区長は、避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り避難者の安否情報を回答するよう努める。この場合においては、避難者の安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

8 避難所の閉鎖及び統合

区長は、避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建への支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定するものとする。閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合も実施する。なお、避難所を統合するにあたっては予め指定した避難所以外の公共施設等も含めて検討し対応することとする。

9 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等【危機管理本部、健康福祉局、

区、教育委員会】

緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局区が連携し、自宅療養者

等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難者は、緊急避難場所又は避難所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うものとする。

第6節 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第 63 条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命及び身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- 1 市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長が設定するいとまのないときは、区長が設定するものとする。

この場合、実施後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 警察官又は海上保安官は、前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、この職権を行うことができる。さらに、市職員及び警察官又は海上保安官が現場にいないときに限り、災害派遣された部隊等の自衛官についても、この職権を行うことができる。

この場合、実施後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 3 警戒区域の設定に伴い必要があると認めた場合は、警察と連携する。

(資料編 避難場所等の定義)

(資料編 広域避難場所一覧表)

(資料編 避難所一覧表)

(資料編 地域防災拠点一覧表)

(資料編 津波避難施設及び津波避難場所一覧表)

(資料編 帰宅困難者用一時滞在施設一覧表)

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱)

(資料編 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

(資料編 J Xホールディングス株式会社の所有するグラウンド等を災害時における一時避難場所等として使用することに関する協定書)

(資料編 災害時における相互援助協定（山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市）)

(本章末資料 津波警報に伴う避難対象町丁名(慶長型地震の場合))

津波警報等に伴う避難対象町丁名（慶長型地震の場合）

警報の種類		避難対象地域(町丁名)
避難指示 ※1	川崎区	浅田1丁目、浅田2丁目、浅田4丁目、浅野町、旭町2丁目、池上新町1丁目、池上新町2丁目、池上新町3丁目、池上町、伊勢町、浮島町、江川1丁目、江川2丁目、榎町、追分町、扇町、大川町、扇島、大島1丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、大島上町、小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田7丁目、小田栄1丁目、小田栄2丁目、貝塚1丁目、貝塚2丁目、川中島2丁目、観音1丁目、観音2丁目、鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、小島町、境町、桜本1丁目、桜本2丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、白石町、新川通、大師河原1丁目、大師河原2丁目、台町、田島町、田辺新田、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、千鳥町、出来野、殿町1丁目、殿町2丁目、殿町3丁目、中島1丁目、中島2丁目、中島3丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、東扇島、東門前2丁目、東門前3丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目、富士見1丁目、富士見2丁目、水江町、南渡田町、宮前町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、四谷上町、四谷下町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田新町3丁目、渡田東町、渡田向町、多摩川の河川敷
	幸区 中原区	多摩川の河川敷（河口から丸子橋上流の調布堰（調布取水所）まで）※2

※1 避難指示の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が0センチメートルより上の地域とする。

※2 多摩川の河川敷

川崎区、幸区、中原区の河口から調布堰（調布取水所）までの河川敷を避難指示の対象地域とする。

第7章 混乱防止及び帰宅困難者対策【危機管理本部、

総務企画局シティプロモーション推進室、港湾局、交通局、区】

大規模地震発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅等における混乱が予想されるため、その防止を図る必要がある。

第1節 情報パニックによる混乱防止措置

電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、防災行政無線、市ホームページ、[防災ポータルサイト・アプリ](#)、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。
- 2 地震関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとする。
- 3 市長は収集した情報を、必要な防災関係機関に迅速に伝達するものとする。
- 4 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとする。
- 5 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、広報班を編成して市が行う広報と連携し実施するものとする。

第2節 主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置

通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、鉄道等の運行状況について情報収集に努める。また、関係機関等と連携して、企業や学校その他の集客施設に対して、むやみに移動を開始せず、正しい情報の下、冷静な行動を行うよう、各種広報媒体を通じて市内に広く広報する。
- 2 区長は、主要ターミナル駅・周辺における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、市長に報告するとともに警察、消防、鉄道事業者等関係機関と連携を図り、次の措置を実施する。
 - (1) 事業所等に対する退社抑制の要請
 - (2) 鉄道運行情報等の提供
 - (3) 主要ターミナル駅及びその周辺の交通規制
 - (4) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理
 - (5) 乗降客の規制及び避難誘導
 - (6) 改札規制
 - (7) 救助・救急及び応急医療
 - (8) 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営要請
 - (9) 帰宅困難者一時滞在施設への備蓄物資の搬入
- 3 帰宅困難者一時滞在施設は、区長からの要請を受けて、開設の判断を行い、可能な限り帰宅困難者の受け入れ及び支援等に努める。

- (1) 施設及び周辺の安全状況の速やかな確認
 - (2) 区長、駅及び関係機関との連携
 - (3) 駅前滞留者の受け入れ及び施設内誘導
 - (4) 水道水、トイレ、災害情報等の提供支援
 - (5) 備蓄の配布
- 4 県警察は、駅前滞留者による混乱の抑制、滞留者の誘導・整理、道路交通整理、道路交通情報の提供を行う。

第3節 帰宅困難者への帰宅支援

大規模地震発生時等は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則とするが、家族が被災するなど、やむを得ず移動をする市民等の帰宅あるいは移動に対し、次の支援を実施するものとする。

1 市の支援

各区及び市公共施設等において、被災、交通、その他の情報等の提供を行うとともに、市バスは道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施するものとする。

2 臨海部における帰宅困難者の移動支援

臨海部の東扇島等において、橋りょうや海底トンネル等の通行に支障が生じたことにより、帰宅が困難になった市民等に対して、港湾局巡視船等の市保有船舶等や海上保安部保有船舶による緊急搬送を行う。

3 協定による各種団体等による支援

協定を締結した次の各種団体の店舗（事業所）等において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い、移動を支援する。

- (1) 神奈川県石油業協同組合（ガソリンスタンド）
- (2) 自動車販売店
- (3) コンビニエンスストア
- (4) ファストフード・ファミリーレストラン
- (5) 居酒屋
- (6) カラオケスペース
- (7) その他

（資料編 帰宅困難者一時滞在施設一覧表）

（資料編 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定（神奈川県石油業協同組合））

（資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書）

第8章 輸送計画【総務企画局、経済労働局、建設緑政局、消防局、

港湾局、危機管理本部、交通局、区】

大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、防災関係機関等と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。

なお、「川崎市受援マニュアル」及び「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第1節 輸送の優先順位【危機管理本部】

災害時に輸送活動を行うに当たっては、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急活動を円滑に実施するため、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次の順位で実施する。

第1順位	1 救出・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等の物資 2 消防、水防活動等の災害防止のための人員及び物資 3 後方医療機関へ搬送する重症者等 4 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資
第2順位	1 食料及び飲料水等生命維持に必要な物資 2 傷病者及び被災者の被災外への輸送 3 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3順位	1 災害復旧に必要な人員及び物資 2 生活必需品

第2節 輸送の実施【危機管理本部、港湾局、交通局、消防局、区】

人員、物資等の輸送は、次により行う。なお、市保有車両等では不足する場合や市保有車両等の確保が困難な場合は、協定等に基づく応援要請を行う。

1 車両による輸送

(1) 輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。

(2) 危機管理本部は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、交通局は、緊急輸送を実施する。

(3) 区は、避難所の物資の備蓄状況等を踏まえ必要に応じ、関係局と連携し、各区の備蓄倉庫（集中備蓄倉庫）から各避難所等に備蓄物資を輸送する。

2 舟艇による輸送

輸送活動に必要な舟艇は、港湾局巡視船等の市保有船舶を利用する。

浸水区域の救助、災害対策活動には、市所有ボート、小型船舶等を利用する。

3 航空機による輸送

輸送活動に必要な航空機は、市所有航空機を利用する。なお、航空機の離発着場所は「臨時離着陸場一覧表」のとおりとする。

4 緊急通行車両

(1) 確認の手続き

危機管理本部は、災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両（確認標章等、または事前届出済証等の交付を受けている車両及び、緊急自動車（道路交通法39条）を除く）の把握を行い、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受ける。

(2) 対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に使用される車両
- イ 消防、水防その他応急措置に使用される車両
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用される車両
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用される車両
- オ 道路、電気、ガス及び水道等の施設及び設備の応急の復旧に使用される車両
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用される車両
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用される車両
- ク 医薬品、水及び食料品等の緊急輸送の確保に使用される車両
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用される車両

5 燃料の確保

車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、関係団体に対し、あらかじめ定められた方法により、供給を要請する。（第4部第5章第2節参照）

なお、緊急通行車両及び緊急自動車（消防車・救急車等）は、自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い「中核SS」での優先給油を行う。

6 応援要請

必要な車両等の確保が困難な場合は、災害対策本部は、市と輸送に関する協定を締結している防災関係機関等に対し応援派遣を要請する他、県知事に対して派遣及び調達・あっせんを要請する。

7 輸送実施機関の調整

各輸送実施機関の支援の調整は、危機管理本部が中心となり各局室区と調整し行う。

（資料編 臨時離着陸場一覧表）

（資料編 災害時における緊急輸送の応援に関する協定

（（一社）神奈川県トラック協会）

（資料編 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定

（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合）

（資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目（川崎港運協会、

港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）

（資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定

（神奈川県石油業協同組合各支部）

第3節 物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送【危機管理本部、経済労働局、

関係局、区】

大規模災害時に国が実施するプッシュ型支援（第2部第8章第6節参照）は、被災都県が設置す

る広域物資輸送拠点、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点を経由し、避難所に輸送される計画となっている。本市では、こうしたプッシュ型支援などに対応するため、地域内輸送拠点のほか、物資保管拠点を開設し、民間事業者や関係団体と連携を図りながら、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を実施する。

1 広域物資輸送拠点【神奈川県、危機管理本部、経済労働局】

国等から供給される物資を受入れ、地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出すための拠点として被災都県が設置する。「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、中央卸売市場北部市場が同拠点の一つに指定されていることから、市は発災直後、速やかに北部市場の受け入れの可否を確認し、神奈川県に報告する。

2 地域内輸送拠点【危機管理本部】

広域物資輸送拠点から支援物資等を受入れ、避難所へ送り出すための拠点として市が設置する。

被災状況等によって使用の可否や使用条件が異なることから、あらかじめ施設を指定せず、候補施設の中から、市内の被災状況や道路等の状況、施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、速やかに開設を行う。

3 物資保管拠点【危機管理本部】

小口物資、余剰物資などが庁舎や地域内輸送拠点のスペースを圧迫し、避難所への支援物資の輸送等に混乱が生じないよう滞留物資の保管を目的に市が設置する。

地域内輸送拠点と同様に、あらかじめ施設を指定せず、物資の滞留が見込まれる場合に、候補施設の中から、物資の保管量や施設の被災状況等を踏まえ選定の上、開設を行う。

4 地域内輸送拠点等の運営及び避難所等への物資の輸送【危機管理本部、関係局区】

- (1) 本部長は、地域内輸送拠点等における物資の受入れ、仕分け、配分、保管などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣する。
- (2) 地域内輸送拠点等に派遣された職員は、協定事業者等と連携し、災害対策本部事務局、区本部、避難所及び県と情報共有を図りながら物資拠点の運営を行う。
- (3) 地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送は、協定事業者等の応援を得て、道路状況等を踏まえ実施する。

(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、

輸送及び荷役作業に関する協定書（北部市場・南部市場内各事業者）

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定（神奈川倉庫協会））

(資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定（アクティオ））

(資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目（川崎港運協会、

港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部））

(資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定（佐川急便株式会社神奈川支店））

(資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（福山通運株式会社

横浜支店・相模原支店

(資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（日本通運株式会社横浜支店））

(資料編 災害時支援物資の受入等及び備蓄物資等の検討に関する協定書（一般社団法人

第4節 基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携【危機管理本部、建設緑政局、 港湾局、区】

東扇島地区に整備された、大規模災害時の救援物資の物流に関するコントロール拠点及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地として機能する基幹的広域防災拠点からの救援物資の円滑な受入れについて、国、県等の関係機関と連携を図っていく。

※河川舟運輸送時の主な物資中継拠点

- ・大師河原河川防災ステーション（川崎区大師河原1丁目）
- ・戸手緊急船着場（川崎市幸区戸手2丁目）

（資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（関東地方整備局））

第5節 ヘリコプターの離着陸場及び管制等【消防局】

1 離着陸場

災害発生時における、災害応急活動に必要な人員及び物資の受入れや重傷者等の搬送を行うため、消防局が、一般災害、救急搬送その他の消防活動を行うために、臨時離着陸場一覧表のとおり指定した離着陸場を活用する。

2 ヘリコプターの管制及び誘導

ヘリコプターの管制及び離着陸場での誘導は、消防局が行う。

（資料編 臨時離着陸場一覧表）

第9章 物資等の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、危機管理本部、

環境局、港湾局、区】

市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。

なお、「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第1節 飲料水・生活水の供給【上下水道局】

市は、災害の発生により、飲料水を得ることができない被災者等に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の確保を図る。

1 給水量

応急給水量は、原則として1人、1日当たり30程度とする。

2 応急給水計画

(1) 区長は、災害が発生し、被災者等に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。

(2) 上下水道事業管理者は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について必要な措置を講ずるものとする。

(3) 上下水道事業管理者は、区長からの要請があった場合は、市内の被害状況等を勘案し、給水車等の応援について必要な措置を講ずるものとする。

3 応急給水方法等

(1) 水道の漏水に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とする。

(2) 発災から3日目以内の応急給水は、原則として市所有車両、市が調達した車両等による運搬給水並びに災害対策用貯水槽及び開設不要型応急給水拠点にて行い、可能な場合は管路による拠点給水を実施する。

(3) 発災から3日目以降は管路による拠点給水を順次拡大し、半径約750m内に1箇所の割合で応急給水拠点を開設して、給水を行うように努めるものとする。

(4) 耐震管が整備された重要な医療機関等への給水は、仕切弁操作により耐震管ルートを確認したうえで行い、状況に応じ運搬給水にて補完する。

4 災害時確保水量

上下水道局では、災害時確保水量として、原則として2池以上ある配水池・配水塔の1池分の水量及び災害対策用貯水槽等の水量を次表のとおり確保している。

令和7年4月現在

名 称	水 量	所 在 地
長沢配水池	20,311 m ³	多摩区長沢5-1-1
生田配水池	23,849 m ³	多摩区生田5-30-1
潮見台配水池	13,631 m ³	宮前区潮見台4-1
鷺沼配水池	54,804 m ³	宮前区土橋3-1-2
末吉配水池	38,579 m ³	鶴見区上末吉1-4-1
高石配水塔	3,140 m ³	多摩区西生田5-28-1
黒川高区配水池	666 m ³	麻生区黒川1643
黒川配水池	4,061 m ³	麻生区黒川313
宮崎配水塔	1,567 m ³	宮前区鷺沼4-11-6
災害対策用貯水槽等	4,930 m ³	災害対策用貯水槽 市内35箇所
貯水量合計	165,538 m ³	

※配水池・配水塔の確保水量は、1池分の有効容量として算出

5 給水資器材

災害用応急給水資器材は上下水道局にて備蓄する。

6 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

(資料編 災害時応急給水拠点一覧表)

(資料編 応急給水資器材表)

(資料編 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目)

(資料編 東京都との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書)

(資料編 横浜市との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書)

(資料編 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項)

(資料編 社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領)

(資料編 災害時における応急給水の実施に関する協定書 (神奈川県内広域水道企業団))

(資料編 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則)

(資料編 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・実施に関する覚書

(川崎市管工事業協同組合))

第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、都市農業振興センター、中央卸売市場北部市場、危機管理本部、健康福祉局、港湾局、区】

市は、災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うものとする。なお、市民の備蓄食料がある場合は、優先的に消費するものとする。

1 食料の応急供給の基準

(1) 食料の応急供給の方法

災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、他都市等からの救援物資については、補完物資と位置付け、物資が到着次第、供給するものとする。

なお、国が必要不可欠と見込まれる物資を被災地に緊急輸送するプッシュ型支援については、第2部第8章第6節を参照。

(2) 食料の応急供給の対象者

- ア 避難所の被災者
- イ 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者
- ウ 在宅での避難者で物資の確保が困難な者
- エ 災害応急対策に従事する者
- オ その他区長が必要と認める者

(3) 応急供給する食料の品目

供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む）、簡易食料（クッキー）、粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。

(4) 供給数量の基準

1人当たりの供給数量は次のとおりとする。（麦製品の精米換算率は100%とする。ただし生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

- ア アルファ化米等
1人、1食当たり精米換算100g程度
- イ 簡易食糧
1人当たり60g程度
- ウ 乳児用粉ミルク
1人、1日当たり粉換算135g程度

(5) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。

(6) 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。

2 食料の調達方法及び手続き

(1) 区長は、食料の応急供給が必要で、市の備蓄食料等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに災害対策本部に食料の調達を要請するものとする。

(2) 市長は、区長から食料の調達要請があった場合等は、関係局を通じ、次の主な協定締結先の被害状況と食料の在庫場所等を勘案して調達先を決定し、食料の売り渡しの要請等を行う。

物資区分	協定等名称	実施者
食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書」 「災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定書」	経済労働局

	「災害時における物資の供給に関する協定書」	
	「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	
	「災害時における調理飲料物等提供に関する協定」	健康福祉局
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局
	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	危機管理本部

3 食料等の供給の実施

(1) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として避難所とする。

(2) 食料供給の実施主体

食料供給は、区が主体となる。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

(3) 燃料等の供給

避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支部との燃料の供給協力に関する協定に基づき供給を受けるものとする。

(資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)

(資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)

(資料編 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書)

(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定書

(北部市場・南部市場内各事業者))

(資料編 災害時における物資の供給に関する協定書)

(資料編 災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書)

(資料編 災害時における調理飲料物等提供に関する協定 (川崎市食品衛生協会))

(資料編 災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定

(神奈川県ＬＰガス協会川崎南支部・北支部))

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定

(神奈川県石油業協同組合各支部))

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定 (神奈川倉庫協会))

(資料編 主要パン製造工場一覧表)

第3節 生活必需品等の供給【経済労働局消費者行政センター、危機管理本部、港湾局、区】

市は、災害の発生により、生活必需品等を確保することが困難な被災者等に対し、その調達及び供給を行うものとする。

1 生活必需品等供給の基準

(1) 生活必需品等供給の対象者

ア 避難所の被災者

イ 住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 在宅での避難者で物資の確保が困難な者

エ その他区長が必要と認める者

2 生活必需品等の供給の品目及び基準

(1) 生活必需品等供給の品目

衣料品・寝具	下着、毛布等
日用品雑貨	タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等

(2) 生活必需品等の供給基準

ア 避難所の被災者

衣料品、寝具類、日用品雑貨等のうち必要な物

イ 住宅等に被害を受け日常生活を営むことが困難な者

各世帯の状況に応じた必要最低限の生活必需品

(3) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。

(4) 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力する。

3 生活必需品等の調達方法及び手続き

(1) 区長は、生活必需品等の応急供給が必要で、市の備蓄生活必需品等では不足が生じると認める場合は、直ちに市長にその供給を要請するものとする。

(2) 市長は、区長から生活必需品等の要請があった場合等は、関係局を通じ、次の主な協定締結先の被害状況と在庫場所等を勘案して調達先を決定し、生活必需品等の売り渡しの要請等を行う。

協定等名称	実施者
「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	危機管理本部
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」	経済労働局
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局

4 生活必需品等供給の実施

(1) 生活必需品等の供給の場所

生活必需品等の供給場所は、原則として避難所とする。

(2) 生活必需品等の供給実施主体

生活必需品等の供給は、区が主体となり、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実

施するものとする。

5 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品等の供給不足や価格が著しく高騰した場合、経済労働局長は、関係機関との連絡調整や情報収集等を行い、価格の安定と供給の確保に必要な措置を講じるものとする。

(資料編 災害時における応急対策用資機材の提供及び燃料の供給協力に関する協定)

(資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)

(資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)

(資料編 災害時における物資の供給に関する協定書)

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定 (神奈川倉庫協会))

第4節 災害用トイレの供給【環境局収集計画課、区】

区長は、災害の発生に伴う住家被害等により、トイレの使用ができない場合、衛生環境の悪化も懸念されるため、次により円滑な供給体制を確立するものとする。

- 1 区長は、避難所等でトイレ不足が生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとする。
- 2 環境局長は、調達要請があった場合等は、速やかに必要数の供給を行う。なお、必要数が備蓄数を上回る場合等には、次の協定等に基づき支援の要請等を行うとともに、輸送が必要な場合は、総務企画局長に要請するものとする。

協 定	実 施 者
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局
<u>「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」</u>	

(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書 (旭ハウス工業株式会社))

(資料編 災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定 (総合サービス))

第5節 義援物資の受付等【危機管理本部、健康福祉局地域包括ケア推進室、区】

健康福祉局長は、次により義援物資を適正に受け付け、早期に効果的な配分を行うことにより、被災者の生活再建の援助を支援するものとする。

1 義援物資の受付

- (1) 個人等から寄せられる小口物資、混載物資、賞味・消費期限や使用期限の短いまたは切れた物資、ニーズの把握が困難な物資 (古着・レジャー用品等) 等が不規則かつ大量に届けられた場合、適切な処理をするには多くの人手や時間を要し、また、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理をすることが困難となる場合もあるため、原則として、受け付けないものとする。
- (2) 企業や団体等からの大口物資は被災地の需要や状況に応じて受け付ける。また、運搬手段は提供側で確保し、原則として、避難所まで輸送するよう依頼する。

2 義援物資の取扱い

事前に連絡がなく、市役所及び区役所、地域内輸送拠点等に直接届けられた義援物資は、原

則、物資保管拠点へ輸送する。

第6節 応援要請【危機管理本部】

災害発生に伴う被害の状況及び応急対策の実施状況によっては、相互応援協定等を締結する他都県市等に対し、米穀類等の食料及び生活必需品等の応援提供を要請するものとする。

第7節 災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務企画局労務厚生課、経済労働局、

上下水道局】

広域災害の発生時には、災害対策に従事する職員等が食事をとるいとまのない場合が想定されるため、次によりその確保を図るものとする。

1 飲料水

総務企画局長は、各局長、区長の依頼により、上下水道事業管理者と協議し、必要な場所に飲料水を供給するものとする。なお、運搬等供給方法は、災害対策本部事務局が調整するものとする。

2 食料

- (1) 総務企画局長は、各局長、区長の依頼により、経済労働局長と協議し食料を調達するものとする。
- (2) 食料の内容・数量については、災害対策業務に従事する職員等の業務内容（労働の程度、労働時間等）に応じ確保するものとする。
- (3) 配給方法等については、災害対策本部事務局が調整する。

ディネーターとなり、判定活動を行う判定士に指導支援を行う。なお、他都市行政職員がコーディネーターとなる場合がある。

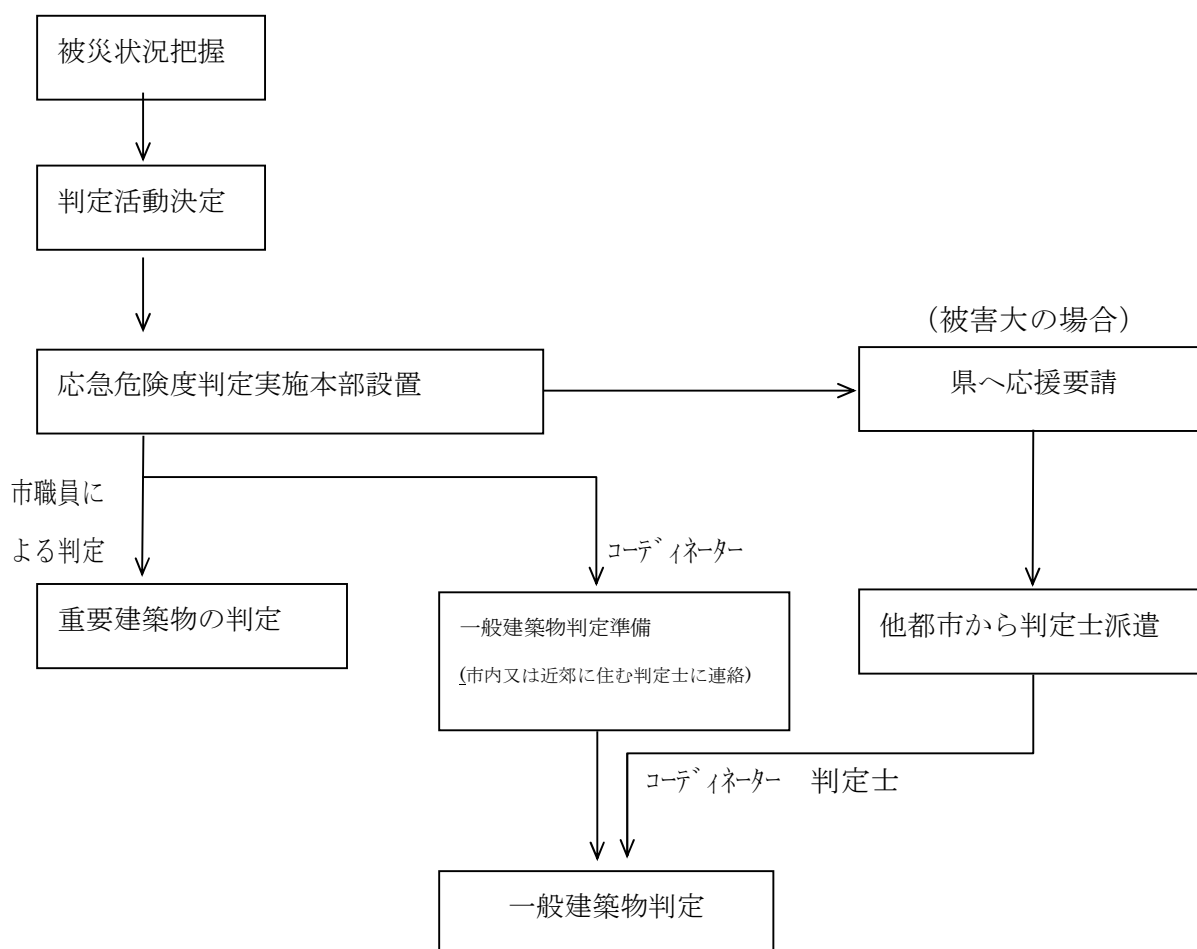
4 市職員による判定活動

被災後、迅速に災害応急対策上重要な建築物の使用上の安全の確認を判定するため、コーディネーター以外の市職員の判定士が、あらかじめ定められた建築物の判定作業を行う。

5 応急危険度判定活動

- (1) 災害対策本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、応急危険度判定実施本部と各判定拠点（別表 1）が設置される。
- (2) 応急危険度判定実施本部は、「地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定」に基づき、状況に応じ、協定を締結した各団体を通じて市内又は近郊に住む判定士の参集要請を行う。
- (3) コーディネーターの指示により、一般建築物の判定を行う。

川崎市応急危険度判定活動フローチャート



6 資機材等

判定士及びコーディネーターの判定活動用資機材を別表 1 のとおり各判定拠点に、別表 2 の資機材等を配置する。

別表 1 応急危険度判定資機材の配置倉庫一覧

区名	判定拠点	倉庫名	所在地
川崎区・幸区	川崎競輪場	川崎競輪場詰所 1 0 9	川崎区富士見 2 - 1 - 6
中原区	中原区役所	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町 3 - 2 4 5
高津区・宮前区	高津区役所	高津区役所内倉庫	高津区下作延 2 - 8 - 1
多摩区	多摩区役所	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸 1 7 7 5 - 1
麻生区	麻生区役所	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺 1 - 5 - 1

別表 2 応急危険度判定資機材等の一覧

種 類	名 称
機材類	ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計
用紙類	調査表、判定標識、判定マップ、受付台帳、判定結果集計表

(資料編 地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定)

第 2 節 被災宅地危険度判定

地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害状況を迅速・的確に把握し、二次災害の発生を防止・軽減することを目的とする被災宅地危険度判定制度は、「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において判定士の養成及び判定士の派遣応援体制の整備を図っているところである。

今後、判定資機材の確保対策等が必要となっており、引き続き制度の拡充を図る。

第 1 1 章 災害廃棄物等処理計画【環境局】

大規模な震災等の発生に伴う建物倒壊等被害からの災害廃棄物や避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、災害廃棄物対策指針（環境省）、災害廃棄物処理計画（神奈川県）及び阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等における災害廃棄物等の処理に関する多くの教訓を踏まえ、本市の地域防災計画で想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するために策定する。

なお、廃棄物関連施設の耐震性や安全化等の取組については、第 2 部予防計画第 2 章第 6 節「廃棄物処理関連施設の安全対策」に別途定める。

また、風水害により発生した災害廃棄物は、地域防災計画（風水害対策編）を基本とし、必要に応じ本計画を準用するものとする。

第 1 節 計画の対象

本計画の対象とする災害廃棄物は、次の種類のものとする。また、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物と併せて、以下「災害廃棄物等」という。

種類		内容
災害により発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	腐敗性廃棄物	昼や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	廃船舶	使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、P C B、感染性廃棄物、フロン類・C C A 処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど

	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	ごみ	普通ごみ（携帯トイレを含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物 避難所から発生するごみ
	し尿	仮設トイレからの汲み取りし尿及び処理に緊急を要するし尿等

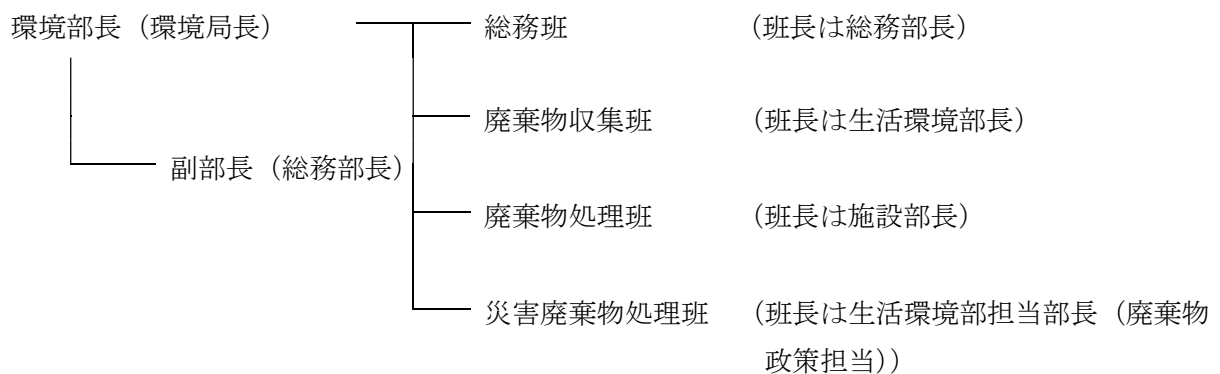
第2節 災害廃棄物等処理に係る組織体制

災害対策本部環境部の中に次の班を設置する。災害廃棄物等処理は地震発生等に伴い発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の体制を組織する。

また、被災状況により、川崎市業務継続計画に定める各班の職員参集率に満たない班が出た場合には、総務班の指示により、各班の配置人員の調整を行う。

なお、各班の統括は環境部長が行う。

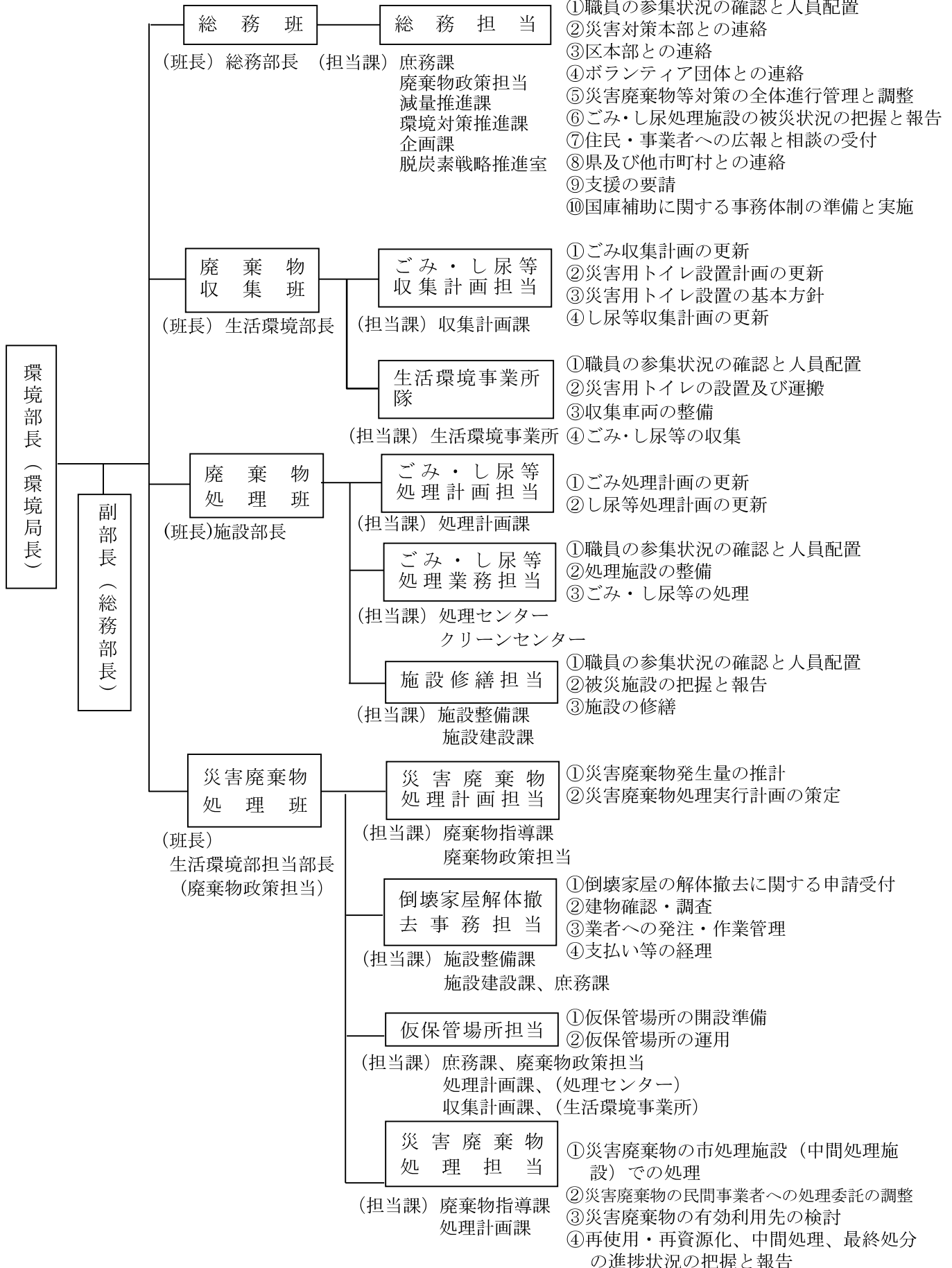
【組織図】



災害廃棄物等対策組織及び分担業務

(組 織)

(分 担 業 務)



第3節 災害廃棄物等の処理に係る基本方針

1 処理の基本方針

(1) 計画的な処理

被災状況を踏まえ、計画的な処理体制を構築し、災害廃棄物等の処理を推進する。

(2) 生活環境の保全

災害廃棄物等の処理にあたっては、周辺環境に配慮し、公衆衛生の悪化を防止する。

(3) 再使用・再資源化の徹底

災害に伴い発生するがれき等の処理にあたっては、最終処分量を低減させるために、倒壊家屋解体現場における事前の荒選別、仮保管場所での分別など様々な手法を用いて再使用・再資源化に努める。

(4) 適切な情報発信

市民・事業者の混乱を招かないよう、平時（発災前）、発災後において災害廃棄物等の処理に関する情報を適切に発信する。

(5) 適正な保管・管理

災害廃棄物等の円滑な処理のため、仮保管場所を設置し、処理を行うまでの間、適正に保管・管理を行う。

2 具体的な対応

次の対応により、基本方針の内容に適合した災害廃棄物等の処理を推進するものとする。

(1) 処理方法

自区内で計画的に処理・処分することを原則とする。ただし、被災状況等により自区内での処理が完結できないと判断した場合は、他都市、民間事業者を含め処理方法等について検討する。

(2) 収集・処理

ア ごみ

収集・処理体制について、臨機の対応を図るものとし、災害発生時における分別区分及び対応については、次のとおりとする。

(ア) 普通ごみ

住民の在宅している世帯から発生する普通ごみを収集する。

(イ) 避難所ごみ

避難所から排出されるごみを収集する。

(ウ) 粗大ごみ

地震発生等に伴い発生する粗大ごみの収集を優先するため、電話による通常の粗大ごみ収集申込みの受付は中止し、粗大ごみ収集・処理体制が安定した後、受付を開始する。

(エ) 資源物

普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理体制が安定した後、収集する。

(オ) 事業系一般廃棄物

事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。

(カ) その他

処理施設が稼働不能の場合は、一時保管や近隣都市への支援要請などの対策を講じる。

イ 災害廃棄物

- (ア) 市の事業として解体撤去を行う場合の対象家屋は、個人所有の住宅及び中小事業者の事業所に限る。
- (イ) 市の事業として行う解体撤去は、市が民間事業者による解体撤去と仮保管場所または処理施設への運搬を発注する。
- (ウ) 災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、排出・選別・保管については、「可燃物」、「不燃物」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「腐敗性廃棄物」、「廃家電」、「廃自動車等」、「廃船舶」、「有害廃棄物」、「その他処理困難物」、「津波堆積物」の12区分に分別する。
- (エ) 災害廃棄物を再使用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管する仮保管場所を確保する。
- (オ) 市（環境局）は原則として災害廃棄物を収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的に収集する。

ウ し尿

収集・処理体制について、臨機の対応を図る。

- (ア) 避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行う。
- (イ) し尿の収集・処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時的に中止する。
- (ウ) 機器破損及びクリーンセンター等での希釈処理が行えない場合は、下水処理場での一時貯留、直接処理などを検討する。
- (エ) 災害用トイレの設置等による収集業務の増大に対しては、近隣都市への支援要請等の対策を行う。

(3) 災害用トイレの設置

ア 災害用トイレの設置計画は、避難所の既設トイレの活用やし尿収集計画を踏まえ、廃棄物収集班が行う。

イ 避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置する。

ウ 災害用トイレの維持管理については、ボランティアの協力や感染症を防ぐため防疫指導等が必要となるため、総務班を通じて関係局区へ対応を要請する。

(4) 市民・事業者への情報発信

ア 平時（発災前）において、ホームページ、リーフレット等により、廃棄物の分別方法等について情報発信を行う。

イ 発災後において、リーフレット、貼り紙の掲出等の可能な手段で収集体制の変更、倒壊家屋の解体撤去について情報発信を行う。

3 業務の着手時期

各班の分担業務の着手時期を次のとおり示す。

初動期 (発災後 3 日以内)	応急期 (発災後 3 日～1 月以内)	復旧・復興期 (発災後 1 月以降)
【総務班】(庶・政・減) ○総務担当(庶・政・減) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・区本部との連絡 ・ボランティア団体との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請	【総務班】(庶・政・減・対) ○総務担当(庶・政・減・対) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と実施	【総務班】(庶・政・減・対) ○総務担当(庶・政・減・対)
【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新 ○生活環境事業所隊(生) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・収集車両の整備及び燃料の確保 ・ごみ・し尿等の収集	【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○生活環境事業所隊(生)	【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○生活環境事業所隊(生)
【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等処理業務 ○施設修繕担当(整・建) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理 ○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕
【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶・建) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○仮保管場所担当(処) ○災害廃棄物処理担当(指・処)	【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶・建) ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の有効利用先の検討	【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶・建) ・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告

庶:庶務課、対:環境対策推進課、減:減量推進課、収:収集計画課、指:廃棄物指導課、

政：廃棄物政策担当、生：生活環境事業所、処：処理計画課、整：施設整備課、建：施設建設課、
セ：処理センター、ク：クリーンセンター

第4節 各班の主な業務

班	担当	業務内容
総務班	総務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害対策本部との連絡 ③ 区本部との連絡 ④ ボランティア団体との連絡 ⑤ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ⑥ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑦ 住民・事業者への広報と相談の受付 ⑧ 県及び他市町村との連絡 ⑨ 支援の要請 ⑩ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施
廃棄物収集班	ごみ・し尿等収集計画担当	① ごみ収集計画の更新 ② 災害用トイレ設置計画の更新 ③ 災害用トイレ設置の基本方針 ④ し尿等収集計画の更新
	各区本部生活環境事業所隊	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害用トイレの設置及び運搬 ③ 収集車両の整備及び燃料の確保 ④ ごみ・し尿等の収集
廃棄物処理班	ごみ・し尿等処理計画担当	① ごみ処理計画の更新 ② し尿等処理計画の更新
	ごみ・し尿等処理業務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 処理施設の整備 ③ ごみ・し尿等の処理
	施設修繕担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 被災施設の把握と報告 ③ 施設の修繕
災害廃棄物処理班	災害廃棄物処理計画担当	① 災害廃棄物発生量の推計 ② 災害廃棄物処理実行計画の策定
	倒壊家屋撤去事務担当	① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ② 建物確認・調査 ③ 業者への発注・作業管理 ④ 支払い等の経理
	仮保管場所担当	① 仮保管場所の開設準備 ② 仮保管場所の運用
	災害廃棄物処理担当	① 災害廃棄物の市処理施設（中間処理施設）での処理 ② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③ 災害廃棄物の有効利用先の検討 ④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告

資 料

○災害廃棄物発生量の推計

1 家屋の倒壊状況の把握

災害対策本部から発表される家屋の全壊棟数及び焼失棟数について、総務班を通じて把握する。

2 災害廃棄物発生量の推計

- (1) 災害廃棄物発生量推計の基礎資料として、全壊・半壊棟数、焼失棟数及び津波による被害棟数を把握する。焼失棟数については、木造・非木造の棟数についても把握する。

被害棟数の想定（川崎市直下の地震） ※1 (棟)

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
全壊		8,403	4,899	7,487	6,386	3,252	1,992	1,442	33,862
半壊		11,707	6,445	9,417	8,901	7,667	6,778	5,786	56,700
床上浸水		0	0	0	0	0	0	0	0
床下浸水		2	0	0	0	0	0	0	2
焼失 ※2	木造	1,727	866	1,397	759	843	984	1,057	7,632
	非木造	1,289	408	798	344	301	389	298	3,827
合計		23,127	12,618	19,099	16,389	12,062	10,143	8,583	102,022

※1 被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成 22 年と平成 25 年の被害想定調査を比較して区別・被害別に被害件数が多いものを使用（合計は四捨五入等端数計算処理の関係で合わない場合あり）

※2 焼失については、冬 18 時の数値を使用。平成 25 年調査の全建物棟数と上記の焼失以外の被害棟数の比から、焼失以外の被害と重複している棟数分について推定して算出し、平成 26 年作成環境省災害廃棄物対策指針の考え方により、焼失以外の被害の区分にて算出（調査報告の焼失棟数×1－焼失以外の被害棟数／全建物棟数）。また、木造・非木造の内訳は地震被害想定調査では数値が示されていないため、平成 25 年調査の全建物棟数の木造・非木造の比から算出

津波による被害棟数の想定（慶長型地震） ※3 (棟)

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
全壊		8	0	0	0	0	0	0	8
半壊(床上浸水)		10,025	0	0	0	0	0	0	10,025
(床下) 浸水		4,606	11	0	0	0	0	0	4,617

※3 平成 25 年川崎市地震被害想定調査報告書より。当調査報告書では半壊と床上浸水を区分せずに半壊として計上

(2) 推計に用いる 1 棟当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位）は、次の数値を使用する。

1 棟当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位）

(t/棟)

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	焼失	
					木造	非木造
津波浸水地域以外	161	32	－	－	106.26	135.24
津波浸水地域	117	23	4.6	0.62	77.22	98.28

(平成 26 年作成環境省災害廃棄物対策指針の数値による)

(3) 推計に用いる災害廃棄物種類別の発生割合は、次の数値を使用する。

災害廃棄物種類別発生割合

	津波浸水地域以外			津波浸水 地域
	火災焼失 以外	火災焼失		
		木造	非木造	
可燃物	8%	0.1%	0.1%	18%
不燃物	28%	65%	20%	18%
コンクリート がら	58%	31%	76%	52%
金属	3%	4%	4%	6.6%
柱角材	3%	0%	0%	5.4%

(平成 26 年作成環境省災害廃棄物対策指針の数値による)

(4) 次の式により災害廃棄物発生量を推計する。

ア 災害廃棄物発生量 (t)

$$\begin{aligned}
 &= \text{発生原単位【全壊】} (t/\text{棟}) \times \text{全壊棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【半壊】} (t/\text{棟}) \times \text{半壊棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【木造焼失】} (t/\text{棟}) \times \text{木造焼失棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【非木造焼失】} (t/\text{棟}) \times \text{非木造焼失棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【床上浸水】} (t/\text{棟}) \times \text{床上浸水棟数} \\
 &+ \text{発生原単位【床下浸水】} (t/\text{棟}) \times \text{床下浸水棟数}
 \end{aligned}$$

イ 種類別災害廃棄物発生量 (t)

$$\begin{aligned}
 &= \text{火災焼失以外の災害廃棄物発生量} (t) \times \text{種類別発生割合} (\%) \\
 &+ \text{火災焼失による災害廃棄物発生量} (t) \times \text{種類別発生割合} (\%)
 \end{aligned}$$

被害想定 of 災害廃棄物推計発生量（川崎市直下の地震）

（t）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
可燃物	138,558	79,746	120,796	105,165	61,643	43,166	33,538	582,612
不燃物	637,823	349,451	539,940	429,338	281,636	229,005	197,909	2,665,102
コンクリート がら	1,191,281	647,579	1,001,977	821,840	504,633	384,190	307,498	4,858,998
金属	66,136	35,739	55,457	44,473	28,276	22,414	18,624	271,119
柱角材	51,825	29,849	45,203	39,389	23,067	16,128	12,519	217,980
合計	2,085,623	1,142,364	1,763,373	1,440,205	899,255	694,903	570,088	8,595,811

津波による被害想定 of 推計発生量（慶長型地震）※4

（t）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
可燃物	8,983	1	0	0	0	0	0	8,984
不燃物	8,983	1	0	0	0	0	0	8,984
コンクリート がら	25,951	4	0	0	0	0	0	25,955
金属	3,294	0	0	0	0	0	0	3,294
柱角材	2,695	0	0	0	0	0	0	2,695
合計	49,907	7	0	0	0	0	0	49,914

※4 合計は四捨五入等端数計算処理の関係で合わない場合あり。平成 25 年川崎市地震被害想定調査報告書では半壊と床上浸水を区分していないため、この発生原単位については全て床上浸水のものを使用

○災害時における石綿含有廃棄物の処理

1 石綿含有廃棄物の発生量の予測

災害時における石綿含有廃棄物発生量は、石綿が非木造建物に多く使われていることを考慮し、次の算出方法によることとする。

●算出式：（鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造大破棟数＋0.5×鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造中破棟数）×1棟あたり平均床面積×発生原単位×石綿含有率5重量%

区別の石綿含有廃棄物推定発生量は、次の表のとおりとなる

・区別石綿含有廃棄物推定発生量

川崎直下型の地震被害想定による推計発生量 (t)

	鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量	鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量	合 計
川崎区	17,347	27,423	44,770
幸 区	7,387	7,345	14,732
中原区	7,540	6,728	14,268
高津区	5,522	3,896	9,418
宮前区	3,546	1,823	5,369
多摩区	2,133	1,591	3,724
麻生区	1,851	1,199	3,050
全 市	45,326	50,005	95,331

元禄型関東地震被害想定による推計発生量 (t)

	鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量	鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量	合 計
川崎区	14,643	24,622	39,265
幸 区	1,944	2,456	4,400
中原区	2,370	2,486	4,856
高津区	1,613	1,295	2,908
宮前区	1,927	944	2,871
多摩区	668	548	1,216
麻生区	845	618	1,463
全 市	24,010	32,969	56,979

※鉄筋コンクリート造及び鉄骨造・軽量鉄骨造の災害廃棄物発生量は、川崎市地震被害想定調査報告「元禄型関東地震被害想定」の数値に基づく。

○ごみ発生量の推計

1 家庭系普通ごみ

(1) 発生量推計式

ア 総発生量

一日発生量＝避難所からのごみ発生量＋在宅世帯からのごみ発生量

イ 避難所からのごみ発生量

一日発生量＝発生原単位×当該期間の避難住民数×1.71倍（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より抜粋）

ウ 在宅世帯からのごみ発生量

一日発生量＝（総人口－避難所人口）×発生原単位

(2) 原単位等の設定

ア り災者の発生原単位 538 g

- ・平成28年度実績の全市平均とし、在宅世帯と同量を見込む。
- ・事業系一般廃棄物・家庭系粗大ごみを除く

イ り災者数（川崎市地震被害想定調査報告書のうち「川崎市直下の地震」・18時による被害想定） (人)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
り災者数	96,514	79,063	88,544	77,473	59,337	46,310	34,482	481,723

ウ 避難所生活者数（川崎市地震被害想定調査報告書のうち「川崎市直下の地震」・冬18時による被害想定） (人)

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
川崎市直下の地震	1～3日後	67,689	56,363	65,467	58,457	50,719	33,575	28,806	36,1077
	10日後	59,970	54,131	45,088	40,872	43,133	13,281	10,156	26,6632
	28日後	36,127	30,616	31,293	24,423	16,577	13,281	10,156	16,2472

(3) 推計発生量（1日あたり）

(t)

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
総発生量	発生～0.5 か月	144	107	153	138	137	123	100	902
	0.5～1.5 か月	137	101	148	133	130	122	99	870
	1.5～2.5 か月	137	101	148	133	130	122	99	870
	2.5～3.5 か月	137	101	148	133	130	122	99	870
避難所帯	発生～0.5 か月	48	42	40	35	32	15	12	224
	0.5～1.5 か月	33	28	29	22	15	12	9	148
	1.5～2.5 か月	33	28	29	22	15	12	9	148
	2.5～3.5 か月	33	28	29	22	15	12	9	148
在宅世帯	発生～0.5 か月	95	64	113	104	105	108	88	677
	0.5～1.5 か月	104	72	119	111	114	109	90	719
	1.5～2.5 か月	104	72	119	111	114	109	90	719
	2.5～3.5 か月	104	72	119	111	114	109	90	719

2 粗大ごみ

(1) 発生量推計式

一日発生量＝通常分（平成 28 年度粗大ごみ実績量÷年間日数）＋増加分（通常分×5.5（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より抜粋）×当該期間の一日あたりの粗大ごみ増加分の排出率）

ア 粗大ごみ増加分

通常分×5.5 倍とする。（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より）

イ 一日あたりの粗大ごみ増加分の排出率

排 出 時 期	地震発生～ 0.5 か月	0.5～ 1.5 か月	1.5～ 2.5 か月	2.5～ 3.5 か月
一日あたりの排出率	97%	114%	60%	23%

(2) 粗大ごみ推計発生量

(t)

種 別		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
通 常 分		3.8	3.0	4.8	4.0	3.9	3.5	2.9	25.9
増加分	発生～ 0.5 か月	20.3	16.0	25.6	21.3	20.8	18.7	15.5	138.2
	0.5～ 1.5 か月	23.8	18.8	30.1	25.1	24.5	21.9	18.2	162.4
	1.5～ 2.5 か月	12.5	9.9	15.8	13.2	12.9	11.6	9.6	85.5
	2.5～ 3.5 か月	4.8	3.8	6.1	5.1	4.9	4.4	3.7	32.8
一 日 発 生 量	発生～ 0.5 か月	24.1	19.0	30.4	25.3	24.7	22.2	18.4	164.1
	0.5～ 1.5 か 月	27.6	21.8	34.9	29.1	28.4	25.4	21.1	188.3
	1.5～ 2.5 か月	16.3	12.9	20.5	17.2	16.8	15.1	12.5	111.4
	2.5～ 3.5 か月	8.6	6.8	10.9	9.1	8.8	7.9	6.6	58.7

3 事業系一般廃棄物

(1) 推計発生量

ア 発生原単位の設定

事業系一般廃棄物の発生原単位 約 327 t / 日

- ・平成 27 年度実績 (119,547 t) ÷ 日数 (366 日) ÷ 327 t
- ・災害廃棄物を除く

イ 推計発生量 (1 日あたり)

事業系一般廃棄物の推計発生量 約 193 t / 日

- ・一日発生量 = 発生原単位 - (発生原単位 × (被害棟数 ÷ 総棟数))
- ・193t / 日 ÷ 327 - (327 t × (102,017 棟 ÷ 249,368 棟))

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
事業所総数	11,278	4,777	7,285	6,146	4,368	5,077	3,685	42,616
事業系一般廃棄物発生量 (案分) (t)	51	21	33	28	20	23	17	193

※事業所総数出典：平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果 事業所数及び従業者数

※被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成 22 年と平成 25 年の被害想定調査を比較して区別・被害別に被害件数が多いものを使用

○し尿発生量の推計

1 基礎数値

- ・基礎資料として、避難所の収容人数を把握する。
- ・し尿収集対象人口（おむつ使用者及び簡易トイレ使用者を除く）
し尿人口
- ・発生原単位
1人1日 1.5L とする。（平成28年4月内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より）

2 発生量推計式

- ・避難所からのし尿発生量推計式
一日発生量＝〔発生原単位〕×〔避難人口〕部地震想
- ・災害用トイレからのし尿発生推計量 〔発生原単位〕×〔トイレ基数〕×60（1基あたり使用人数）
- ・携帯トイレ発生推計量
〔発生原単位〕×〔避難人口〕－〔災害用トイレからのし尿発生推計量〕

（人）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
避難人口	55,318	38,215	59,692	46,519	31,828	20,307	15,841	267,720
仮設トイレ組立式人口	50,500	34,886	54,493	42,467	29,056	18,538	14,461	244,401
簡易トイレ等人口	4,818	3,329	5,199	4,052	2,772	1,769	1,380	23,319

・対象人口の推移率

日数	推移率	避難者数（人）
発災～4日目	100%	267,720
5日目	98%	262,366
6日目	95%	254,334
7～9日目	90%	240,948
10～19日目	80%	214,176
20～29日目	65%	174,018

※平成8年1月神戸市「阪神・淡路大震災 一神戸市の記録 1995年―」を参考に推計

3 推計発生量

(地震発生～1か月)

(1) 仮設トイレ組立式し尿推計発生量

(k L)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計 (日)	合計 (延べ)
発災日	31.7	21.9	34.2	26.6	18.2	11.6	9.0	153.2	153.2
2日目	43.9	30.3	47.4	36.9	25.3	16.1	12.6	212.5	365.7
3日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	637.6
4日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	909.5
5日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	1181.4
6日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	1453.3
7～9 日目	52.6	36.3	56.8	44.2	30.3	19.3	15.0	254.5	2216.8
10～19 日目	45.0	31.1	48.6	37.9	25.9	16.5	12.8	217.8	4394.8
20～29 日目	39.3	27.2	42.5	33.1	22.6	14.4	11.2	190.3	6297.8

※初動対応時の運搬・設置にかかる日数を考慮した。

(2) 携帯トイレ（ごみ）推計発生量

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計 (日)	合計 (延べ)
発災日	44.9	31.0	48.5	37.8	25.8	16.5	12.8	217.3	217.3
2日目	32.6	22.5	35.3	27.5	18.8	12.0	9.3	158.0	375.3
3日目	20.4	14.1	22.0	17.1	11.7	7.5	5.8	98.6	473.9
4日目	20.4	14.1	22.0	17.1	11.7	7.5	5.8	98.6	572.5
5日目	18.8	13.0	20.3	15.8	10.8	6.9	5.4	91.0	663.5
6日目	16.4	11.3	17.8	13.8	9.4	6.0	4.7	79.4	742.9
7～9 日目	16.0	11.1	17.3	13.5	9.2	5.9	4.6	77.6	975.7
10～19 日目	15.7	10.9	17.0	13.2	9.0	5.8	4.5	76.1	1736.7
20～29 日目	9.5	6.6	10.4	8.0	5.5	3.5	2.7	46.2	2198.7

(t)

※仮設トイレ組立式人口に含まれる人口の一部も避難所等の既存便座を活用し携帯トイレを使用する想定である。

○災害廃棄物処理可能量推計

被災時に本市焼却処理施設が被災し、処理能力が不足した場合には、必要となる補完処理能力を検討する。

1 要災害廃棄物処理能力

(1) 焼却が必要となる災害廃棄物の量

廃棄物量 582,567 t

(2) 処理に要する期間（災害廃棄物の処理が完了するまでの期間）

3つの区分（1年、2年、3年）を仮定

(3) 要災害廃棄物処理能力の算出

1年：582,567t ÷ 365日 = 1,597 t/日

2年：582,567t ÷ 730日 = 799 t/日

3年：582,567t ÷ 1,095日 = 533 t/日

2 補完が必要となる焼却処理能力

(1) 処理施設の処理能力

各施設稼働時の処理能力を次に示す

浮島処理センター：597t/日（一般廃棄物 498t/日、災害廃棄物 99t/日）

橘処理センター：470t/日（一般廃棄物 392t/日、災害廃棄物 78t/日）

王禅寺処理センター：344t/日（一般廃棄物 287t/日、災害廃棄物 57t/日）

※一般廃棄物については、過去の実績処理量等を引用し、一般廃棄物の最大20%を災害廃棄物の処理に充てるものと仮定

(2) 算出パターン

本市焼却処理施設である3処理施設の被災有無により想定されるパターンは8つあるため、それぞれについて検討

処理施設の被災有無による検討パターン

検討パターン	浮島処理センター	橘処理センター	王禅寺処理センター
1	稼働	稼働	稼働
2	稼働	稼働	被災
3	稼働	被災	稼働
4	被災	稼働	稼働
5	稼働	被災	被災
6	被災	稼働	被災
7	被災	被災	稼働
8	被災	被災	被災

1：3処理施設とも稼働

2：王禅寺処理センターが被災し、他の2処理施設で処理

3：橘処理センターが被災し、他の2処理施設で処理

4：浮島処理センターが被災し、他の2処理施設で処理

5：橘・王禅寺処理センターが被災し、浮島処理センターのみで処理

6：浮島・王禅寺処理センターが被災し、橘処理センターのみで処理

7：浮島・橘処理センターが被災し、王禅寺処理センターのみで処理

8：3処理施設とも被災

(3) 補完が必要となる焼却処理能力

本市焼却処理施設の被災パターン毎に、処理に要する期間が1年、2年、3年の場合の、焼却処理施設の不足する処理能力を次の表に示す。

不足する処理能力

(t/日)

検討パターン	処理能力 合計	災害時に必要となる処理能力			不足する処理能力 ※		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年
1	234	1,597	799	533	1,363	565	299
2	177				1,420	622	356
3	156				1,441	643	377
4	135				1,462	664	398
5	99				1,498	700	434
6	78				1,519	721	455
7	57				1,540	742	476
8	0				1,597	799	533

※不足する処理能力：要災害廃棄物処理能力－処理能力合計

3 市の処理施設で処理出来ない場合、能力が不足する場合

市の処理が不可能な場合や能力が不足する場合には、仮設処理施設の設置等により処理能力の補完を検討する。また、他自治体又は民間事業者処理に協力を要請する。

第 1 2 章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】

第 1 節 防疫対策

1 防疫体制の確立

健康福祉部は、震災に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関と緊密な情報交換を行い、区本部と連携して防疫体制の確立を図る。

2 感染症発生状況等の調査及び健康診断

(1) 区本部は、避難所を重点とした被災住民の健康調査を実施する。調査の結果、必要に応じて、医師への受診を勧奨するほか、健康診断を実施する。

(2) 健康福祉部は、市内医療機関等の関係機関からの情報把握に努める。

3 感染症のまん延防止対策

感染症が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき積極的疫学調査を実施する。

また、患者等に対する適切な医療の提供を行い、感染症のまん延防止に努める。

災害時の衛生状態の悪化を防止し、被災場所等における感染症の発生、拡大及びまん延を防止する必要がある場合は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会に対し、協定に基づく防疫活動の実施を要請する。

4 消毒の実施

(1) 区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を実施する。

(2) 健康福祉部は、薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。

5 ねずみ族、昆虫等の駆除

(1) 区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除の指導を実施する。

(2) 健康福祉部は、薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。

また、噴霧器等の器材についても、点検整備を行い不足分を補充し適切な場所に配置する。

6 臨時予防接種の実施

感染症予防上必要と認めるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行う。

7 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者の収容による衛生状況の悪化が予想されるため、区本部は感染症発生予防の観点から施設管理者等の協力を得て防疫指導を実施する。

8 その他

健康福祉部は、国、県、他自治体や関係機関との連絡調整を図りながら、区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。

(資料編 災害時の防疫活動に係る協力に関する協定書)

第2節 環境・食品衛生対策等

1 食品衛生対策

健康福祉部及び区本部は、食中毒の発生及び拡大を防止するために、病院や避難所等の衛生指導を実施する。

2 環境衛生対策

(1) 健康福祉部は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、環境衛生対策を総括し、区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。

(2) 区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行う。

3 生活用水等の確保

区本部は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。

4 災害時の動物救護対策

市は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。

(1) 川崎市動物救援本部の設置

健康福祉部は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。

災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。

また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。

(2) 動物救護センター等の設置

健康福祉部は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。

また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。

- ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療
- ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談
- ・ 被災動物の健康相談等

(3) 避難所における動物の同行避難

動物がいることで飼い主が避難所への避難を躊躇することのないよう、原則として同行避難を受け入れるものとする。なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難所にて調整する。

健康福祉部及び区本部は、平時から避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。

(4) 避難所における動物の適正飼養

健康福祉部及び区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。

区本部は、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼

養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。

(5) 逸走した犬の捕獲収容

健康福祉部は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。

(6) 特定動物対策

健康福祉部は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。

特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。

(資料編 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に
関する要綱)

(資料編 川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱)

(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)

(資料編 災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書)

第3節 保健衛生対策【健康福祉局、区】

1 被災者の健康管理

(1) 保健医療調整本部は、被災者の健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）に関するニーズ等の情報の集約、整理及び分析を行うとともに、市内の健康管理にかかる指揮及び派遣されて支援に当たるチーム等に関する必要な調整を行う。

(2) 区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供する。

並びに、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行う。

(3) 市または保健医療調整本部は、国、県、他自治体、関係機関等と堅密に情報連携するとともに、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、市は、災害対策本部健康福祉部が窓口となり、災害対策基本法、相互応援協定等により国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療調整本部は、集約した情報を基に、食料調達の関係部局と連携しつつ、食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めるものとする。

2 精神保健（メンタルケア）対策

災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、保健医療調整本部でD P A Tの受け入れ調整を行い、各地域みまもり支援センター等において、D P A T、医療機関及び関係機関とともに精神保健医療活動を行う。なお、精神保健医療活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。

(資料編 21 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)

第 1 3 章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い【危機管理本部、健康福祉局

建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊第 3 1 普通科連隊、
海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】

災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理するものとする。

第 1 節 行方不明者・遺体の搜索

1 行方不明者・遺体の搜索

災害による行方不明者の搜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索については、原則として災害発生から 10 日以内に完了させなければならない。なお、11 日目以降も行方不明者の搜索を行う必要があるときは、期間内（10 日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

- (1) 延長の期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間を延長する理由
- (4) その他必要な事項

2 遺体の発見

災害現場において遺体を発見若しくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう周知する。

第 2 節 遺体の取扱い【危機管理本部、区、県警察、健康福祉局】

1 遺体安置所

(1) 施設の指定

遺体安置所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。

名 称	所 在 地
川崎市スポーツ・文化総合センター	川崎区富士見 1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町 1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間 3-5-7
とどろきアリーナ	中原区等々力 1-3
高津スポーツセンター	高津区二子 3-15-1
高津高等学校体育館	高津区久本 3-11-1
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵 1-10-3
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦 4-12-5
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1

(2) 開設・運営

ア 災害対策本部は、被害状況等から必要と認める場合、多数の遺体が発生することに備え、警察及び関係局区と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区に遺体安置所の開設を要請する。

イ 要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施する。

(3) 遺体安置所への職員の配置等【危機管理本部、関係局室区】

災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。

2 衛生対策

区長は、遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管にあたっては衛生的な保管に努める。

3 資器材等の調達

区長は、健康福祉局長及び警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び検視・調査及び検案に必要な資器材等を調達・確保する。

4 遺体の検視・調査等

警察は、医師に立会いを求めて、遺体の検視・調査等を行う。

5 遺体の検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により臨場した医師が行う。

6 遺体の処理

(1) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、番号、氏名等記載の死体票を棺に貼付する。所持金品は、ビニール袋等に詰めて袋に番号を記載し、死体と共に保管して紛失防止に努め、鑑別資料とする。

(2) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、警察、歯科医師会等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し等

区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。なお、外国人の遺体については、警察が領事館へ通報する。

(4) 身元不明遺体の取扱い

区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、後日の識別に備え、遺体の検視・調査等で得た遺体及び所持品の写真、人相・着衣・特徴等の記録並びに遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する。なお、外国人の身元不明遺体については、警察が推定される国籍の領事館へ事情を説明し、参考通報する。

(5) 広報

死亡者及び身元不明者等の発表については、警察等の関係機関と連携・協議をし、統一的行うものとする。

(6) 遺体の処理期間

災害の発生から原則として 10 日以内に実施するものとする。なお、11 日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内（10 日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間を延長する理由

エ その他必要な事項

7 遺族への対応

区長は、遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行う。

8 応援要請

市長は、関係団体及び業者に対し、遺体の安置、保存、搬送について協力を求めるものとする。

（資料編 川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目）

（資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目）

（資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目）

（資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目）

（資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書）

第 3 節 火葬【健康福祉局保健医療政策課、建設緑政局霊園事務所】

遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体に対して、検視・検案等必要な処理を済ませたうえで、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合にのみ実施する。

1 火葬の実施場所

火葬の実施場所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地	炉基数	火葬能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光 3－2－7	12 基	60 体（1 日）
かわさき北部斎苑	高津区下作延 6－18－1	16 基	80 体（1 日）

2 火葬の内容

火葬の内容は応急的に処理する程度のものとし、次の内容とする。

ア 棺（付属品を含む）

イ 骨つば及び骨箱

3 焼骨の収蔵

焼骨の収蔵は次の場所とする。

名 称	所 在 地
緑ヶ丘霊堂 (緑ヶ丘霊園内)	高津区上作延 3 3 番地

4 火葬の実施期間

災害発生の日から原則として 10 日以内に完了するものとする。なお、11 日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内（10 日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間を延長する理由

エ その他必要な事項

5 応援要請

市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、近隣自治体に対し、火葬について協力を求めるものとする。

第14章 文教対策【教育委員会、こども未来局】

災害時における児童・生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設及び児童・生徒等の被災による通常教育が困難な場合、文教施設の応急復旧、応急教育の実施等の文教対策を行う事項について定めるものとする。また、学校ごとに、地域特性等に合わせた学校防災計画（マニュアル）を策定し、より効果的な対応に努めるものとする。

第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】

校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備について次により措置を図るものとする。

1 事前措置

- (1) 校長は、学校の施設及び消防設備の定期点検を実施する。
- (2) 校長は、可燃物を適切に管理し、冷暖房・調理用器具の定期点検を実施する。
- (3) 校長は、施設内備品等の転倒・落下防止措置を実施する。
- (4) 校長は、プール・貯水槽への貯水をできる限り実施する。

2 応急措置

- (1) 校長は、被害状況等をすみやかに把握し、教育長に報告するものとする。
- (2) 教育長は被害状況等について、市長に報告する。
- (3) 教育長は、教育施設班を組織して、被災校の現地調査を行い、事態に即応した応急復旧計画を策定する。

第2節 児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】

災害の発生若しくは発生のおそれがあり、授業等の実施が困難な場合、校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは校長の判断により、次の措置をとるものとする。

1 児童・生徒の措置

- (1) 校長は、児童・生徒等が在校中に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合は、小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引き渡すことを原則とする。また、中学校、高等学校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校させる。

保護者以外の者への引き渡し、震度5弱以下の場合の下校方法、大規模停電等の地震以外の予期しない災害が発生した場合の下校方法については、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。

津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すといった対応を行う。

- (2) 校長は、児童・生徒が学校にいるときに、大規模な地震が発生した場合は、学校の立地を踏まえて津波の発生や校庭の液状化等を警戒した適切な避難措置を講じる。また、被害の状況によっては、区本部等と緊密な連絡のもとに、児童・生徒を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 教育長は、被災校の実態を把握し、被災児童・生徒数にしたがって学校施設の管理に基づく収容対策を講ずる。

- (4) 教育長及び校長は、学校において児童・生徒を一時保護する場合に必要な食料や生活必需品等の備蓄に努めるものとする。

2 臨時休業の措置

- (1) 川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、発生した日の翌日を全市一斉に臨時休業とする。ただし、発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日についても臨時休業とするが、登校中に発生し、学校へ避難してきた児童・生徒は、校内に受け入れ安全確保を図る。
- (2) 発生した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とする。なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童・生徒の活動をすべて中止とする。
- (3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童・生徒の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更などの措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じる。
- (4) 学校の判断と異なる保護者の判断が示された場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、保護者の判断を尊重しつつ適切な措置を講じる。

3 応急教育の実施

- (1) 校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。
- (2) 校長は、被災の実情、復旧期間を勘案して、状況に応じた教育活動を実施する。

第3節 わくわくプラザにおける措置【こども未来局】

わくわくプラザの管理下において災害等が発生した場合、管理者は保護者等の迎えがあるまで責任を持って利用児童を保護するなど、利用児童の安全確保を最優先に対応する。

- 1 あらかじめ学校と協議し定めた学校内の安全な場所に利用児童を避難誘導する。
- 2 利用児童の所在確認及び安否確認を行う。
- 3 あらかじめ利用児童の保護者が合意した連絡方法により、保護者に利用児童の引取りを依頼する。
- 4 管理者は、保護者等による引取りまで、利用児童を保護する。
- 5 利用児童の安全な保護のために必要な防災用品を備えるよう努めるものとする。

第4節 勤務時間外における教職員体制【教育委員会】

教職員（非常勤職員を除く）は、勤務時間外に、川崎市内のいずれかの地域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、学校が定めた防災体制に基づき、可能な通勤手段を講じて自動参集する。また、それ以外の災害時についても児童・生徒の安否確認や施設設備の安全確認に必要な職員体制をあらかじめ定めておく。

第5節 学用品等の調達・支給【教育委員会】

- 1 住家の倒壊、焼失、浸水等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒に対し、その調達及び給与について次のとおり定めるものとする。
 - (1) 教育長は、被災した児童・生徒について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得るなどして調達する。
 - (2) 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。
- 2 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。

第6節 学校給食の対応【教育委員会】

- 1 校長又は学校給食センター長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- 2 校長又は学校給食センター長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとる。
 - (1) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
 - (2) 給食用物資の入手が困難な場合
 - (3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
 - (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
- 3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧計画をたて、学校給食衛生管理基準等に照らし、特に衛生管理に留意し、正常な学校給食の実施に努める。

第7節 教育施設の応急対策【教育委員会】

施設管理者は、災害発生時における施設の管理及び利用者の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 施設主催の事業又は利用者による事業を中止し、人命等の安全確保を図る。
- 2 消防計画に基づく自衛消防組織を運用し、応急活動を実施する。
- 3 施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

第8節 文化財の保護【教育委員会】

所有者及び管理者は、災害発生時における文化財の保護及び見学者等の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 所有者又は管理者は、直ちに消防機関への通報及び教育長へ被災状況の報告を行うとともに、実施可能な措置を行う。
- 2 教育長は、前項による報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置を関係局の応援を得て行うものとする。

第15章 応急住宅対策【まちづくり局】

災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。

また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。

第1節 被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 対象者

原則として以下の要件を満たす者

- (1) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度（準半壊）の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (2) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度（大規模半壊）に住家が半壊した者

なお、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1か月を超えると見込まれる者であること。

2 修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所であること。

3 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了すること。

なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6か月以内とすること。

4 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、合成樹脂シート of 展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

（資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会））

（資料編 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（神奈川県電気工事工業組合））

第2節 障害物の除去【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 対象者

原則として以下の要件を満たす者（世帯）

- (1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者
- (2) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者

2 除去の範囲

居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物の除去を行うことが適切な箇所などとする。

3 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

（資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会））

第3節 応急仮設住宅の供与【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）及び建設した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の被災者への供与を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 建設型応急住宅

(1) 対象者

原則として以下の要件を満たす者

- ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
- イ 応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者

(2) 住宅仕様

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、仕様を定める。

(3) 建設用地

建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。

また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。

(4) 供与期間

建築工事完了後、2 年以内とする。

(5) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。

(6) 大規模災害時の神奈川県域全体での公平・迅速な供与

神奈川県の広域調整の下で、「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、建設型応急住宅を供与する。

- (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (プレハブ建築協会))
- (資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (全国木造建設事業協会))
- (資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書 (日本木造住宅産業協会神奈川支部))
- (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建設業協会))
- (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建築士事務所協会))
- (資料編 災害時における応急対策を行うための協定書 (川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))
- (資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))
- (資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合))
- (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (日本ムービングハウス協会))

2 賃貸型応急住宅

(1) 対象者

建設型応急住宅と同じ。ただし、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者であること。

(2) 借上げ条件

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。

(3) 供与期間

賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約)

なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6カ月以内とすること。

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (神奈川県宅地建物取引業協会))

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全日本不動産協会神奈川県本部))

(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全国賃貸住宅経営者協会連合会))

第4節 一時的居住先としての公営住宅等の活用【まちづくり局市営住宅管理課】

災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅等を提供する。

1 一時的居住を要する者

災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者。

2 認定方法

区長が認定し、罹災証明書を交付する。

3 供与

使用可能な市営住宅の空家を提供する。

供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は原則として3か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。

(資料編 災害による市営住宅の一時使用に関する要綱)

第16章 公共施設等の応急対策【建設緑政局、まちづくり局、上下水道局、港湾局、区】

震災により公共施設等が被害を受けた場合、その施設管理者は公共性を配慮し、次により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1節 土木施設の応急対策【建設緑政局、区道路公園センター】

震災時における道路、橋りょう、河川等の被害に対し、応急復旧対策に万全を期し、避難・消火・救援対策のための交通の確保を図るものとする。

1 道路

(第4部第3章第1節 道路の啓開活動 参照)

2 橋りょう

(第4部第3章第1節 道路の啓開活動 参照)

3 河川

震災により、堤防や護岸の損壊等被害が発生した場合又は震災と集中豪雨・台風が重なった場合には、浸水・氾濫等の被害が懸念されるため、気象情報・水位監視等の状況把握に努め、水門の開閉等、流水量の適切な調節を行うなど二次災害の発生防止のための応急対策を実施するものとする。

4 応急対策の実施

道路・河川の応急対策は、次により実施するものとする。なお、震災時に発生する浸水・氾濫等の被害については、「川崎市地域防災計画（風水害対策編）」を準用し対策を図るものとする。

- (1) 区長は、道路・河川の被害状況について、災害の種類、発生日時、場所及び規模等を具体的かつ速やかに収集し、市長に報告するものとする。
- (2) 応急対策の実施は、区道路公園センターが所管して行う。
- (3) 被害が広域に及ぶ場合は、協定を締結する川崎建設業協会及び神奈川県建設重機協同組合と区道路公園センターが合同の作業班を編成し、応急対策の実施にあたるものとする。

5 資機材の整備、備蓄

道路・河川の応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。

- (1) フレコン、砕石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。
- (2) 水防用資機材を河川近隣の水防倉庫において備蓄する。

第2節 建築物等応急対策【まちづくり局、関係局】

災害による建築物等の損傷箇所に対して応急的な修繕を行い、その建築物等の機能回復を図るとともに、機能回復が不可能な建築物等については、応急的な施設を建設する。

1 市有建築物の応急修繕

市営住宅を除く市有建築物のうち、災害により損傷を受けたものについて応急的な修繕を行う。

(1) 実施の方法

被害の状況を確認した後、修繕順位を定めた計画を作成し、必要最小限度の修繕を行う。

- (2) 次の応急修繕は、施設管理者の依頼に基づきまちづくり局長が公共施設対策班に所管させ行うものとする。

ア 市有建築物（市営住宅を除く。）の修繕

イ 市有建築物に属する電気、機械、通信施設等の修繕

2 市営住宅の応急修繕

被災した市営住宅の応急修繕については、次により実施するものとする。

(1) 対象

市営住宅のうち災害により損傷を受けた住宅で日常生活に必要不可欠な部分

(2) 修繕の期間

災害発生の日から原則として1箇月以内に修繕を完了する。

(3) 実施の方法

被害の状況を確認した後、修繕順位を定めた計画を作成し、平常時の修繕工事の方法に準じ必要最小限度の修繕を行う。

(4) 市営住宅の応急修繕は、市営住宅管理課の所管とする。

3 仮設事務所等の建設

(1) 対象

災害により甚大な損傷をうけ、応急修繕を施してもその建築物の機能の回復を図ることができない市有建築物（市営住宅を除く。）で、市長が当該施設の機能上、特に緊急を要すると認めた場合は、仮設事務所等を建設する。

(2) 建設の時期

市長の指示による。

(3) 構造、規模

施設規模や附帯設備等は必要最小限度にとどめる。また、緊急を要するため、建設が容易なプレハブ式構造とする。

(4) 建設場所

市長の指示により、決定するものとする。

(5) 仮設事務所等の建設は、まちづくり局長が公共施設対策班に所管させ行うものとする。

ア 市有建物（市営住宅を除く）に係る仮設事務所等の建設に関すること

イ 仮設事務所等に属する電気、機械、通信施設工事に関すること

4 建設資機材等の確保

応急仮設事務所建設資機材及び労務は、プレハブハウス業界、川崎建設業協会、川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会及び神奈川建設重機協同組合を通じて確保する。

第3節 上水道・工業用水道施設応急対策【上下水道局】

災害が発生した場合、上水道・工業用水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

1 応急対策

被害調査の結果、送・配水機能が維持されている場合は、上水道・工業用水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

(1) 人員の配備

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配備を行う。

(2) 通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

(3) 被害調査

災害発生と同時に、下記の順位で上水道・工業用水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

- ア 取水、導水、浄水施設及び配水池・配水塔並びに周辺管路
- イ 送水管、配水本管及び主要配水支管
- ウ 配水支管、給水装置

(4) 応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、川崎建設業協会及び川崎市管工事業協同組合の協力を得て作業にあたるものとする。

ア 取水・導水・浄水施設

各施設とも壊滅的な被害を受けるとは考えられないが、施設に被害が発生した場合は、被害状況を把握し、二次災害防止に努めるとともに、各上水道施設の能力を極力維持するため、総力をあげて復旧するものとする。また、工業用水道施設については、その重要度に従い応急復旧を行う。

イ 送・配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、配水池及び調整池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、できる限りの給水に努める。上水道については、各配水池及び応急給水拠点までの管路を最優先とし、避難所、病院等重要施設への供給ルート等、その重要度に従い応急復旧を行うものとする。また、工業用水道については、配水管等その重要度に従い応急復旧を行うものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

ウ 給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

2 復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、復旧用資材については、常時これを大量に貯蔵しておくことは困難なため、配管用資材を除くその他の資材（セメント、鉄筋、ケーブル等）は、川崎建設業協会等の協力により調達するものとする。

3 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

第4節 下水道施設応急対策【上下水道局】

下水道施設に被害が発生した場合、次の応急対策により、下水道機能を迅速に復旧するよう努める。

1 初動体制

(1) 情報の収集

迅速な情報収集により、施設の被災状況、周辺状況を把握する。また、局内及び外部関係機関

との連絡体制を確立する。

(2) 被害調査及び報告

施設内の被災状況の全容を、緊急点検によりの確に把握し、当該関連施設の被災状況について局内で情報を共有するとともに災害対策本部長に報告し、適切な応急処置を実施する。

(3) 応急処置

施設、設備の被災状況調査結果に基づき、施設内の安全対策を図り、機能維持に必要な回復処置を施す。

2 応急処置及び復旧資機材の確保

各施設で応急処置及び復旧に必要な資機材の管理を行うとともに、施設間で融通できる体制を整える。

3 関連・関係団体との連携

応急復旧で必要となる資機材、要員等については、川崎建設業協会、排水設備業者、機器メーカー、資機材納入業者等の関連、関係団体等との協力を得て作業に当たる。

4 非常用ポンプ

非常用ポンプとして可搬式自吸水ポンプを保管する。

ポンプ仕様

保管場所

馬 力	32 p s ディーゼルエンジン
ポンプの口径	150mm
揚 水 量	2.8m ³ /m i n
揚 程	22m
ホースの長さ	吸込側 10m 出口側 150m

上下水道局等々力水処理センター

5 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

(資料編 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール)

(資料編 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール)

(資料編 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定 (川崎市環境整備事業協同組合))

(資料編 災害時等における災害復旧業務に関する協定書 (全国上下水道コンサルタント協会))

(資料編 川崎市・日本下水道事業団災害支援協定 (日本下水道管路管理業協会))

(資料編 災害時における復旧支援協力に関する協定書 (日本下水道事業団))

第5節 港湾施設応急対策【港湾局】

震災時における救援物資等の受入施設及び復旧時の資機材搬入施設として、公共ふ頭の荷さばき施設及び係留施設を中核的な基地として、円滑な海上輸送を確保するため、次の措置を行う。

- 1 荷さばき施設及び臨港道路の被災状況を調査し、災害対策本部及び国土交通省に報告するとともに、被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て応急復旧措置を実施する。また、港湾荷役関係者等の協力を得て、作業可能な集積ヤードを確保する。

- 2 港湾区域における障害物の発生状況や係留施設の被災状況を調査し、災害対策本部及び国土交通省に報告する。また、港湾区域に障害物が発生した場合や係留施設等に亀裂・陥没等の被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て、応急復旧措置を実施する。
- 3 海底トンネル施設の被災状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て応急復旧措置を実施する。
- 4 船舶に関する措置を次により行うものとする。
 - (1) 接岸スペースを確保するため、公共ふ頭に停泊中の船舶を離岸させる。
 - (2) 港湾局所属の船舶により海上の状況、在港船舶の状況を調査するとともに、必要な場合は海上保安部に対し、入港船舶の交通規制措置を要請する。
- 5 港湾区域内において、油流出事故等の海上災害が発生した場合には、港湾局所属の船舶等により被災状況を調査し、災害対策本部及び海上保安庁等関係機関に報告するとともに、川崎管内排出油等防除協議会等の協力を得て、応急復旧措置を実施する。
- 6 護岸の損傷、倒壊の状況及びそれによる港湾区域への影響を港湾局所属の船舶等により調査し、災害対策本部、国土交通省及び海上保安庁に報告する。

(資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定 (日本埋立浚渫協会関東支部))

第 17 章 災害救助法【危機管理本部】

第 1 節 災害救助法に基づく救助の実施等

1 救助実施市としての救助の実施等

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第 2 条の 2 に基づく救助実施市（平成 31 年 4 月 1 日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

2 災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

（参考）これまでの適用事例（救助実施市に指定されて以降に限る。）

年月日	種別	適用時期・場所	適用基準
令和元年 10 月 12 日～13 日	風水害 (令和元年東日本台風)	令和元年 10 月 12 日 23 時・全区	4 号

第 2 節 災害救助法の適用基準

災害救助法第 2 条に基づく本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) ア 市内において、150 世帯以上の住家が滅失したこと。
イ 市内の区のいずれかにおいて、100 世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみ適用する。
- (2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500 世帯以上が滅失し、かつ、市内において 75 世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50 世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。
- (3) 神奈川県下において、12,000 世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

3 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。

第3節 被害程度の認定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、全壊（焼）、流失世帯は滅失世帯とする。

(1) 全壊（焼）、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

(2) 半壊（焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

(3) 床上浸水

前記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第4節 大規模な災害における神奈川県等との連携等

市は、市域及び市域以外の市町村の区域に渡る大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

第5節 救助の内容

1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等

(1) 救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産

- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 福祉サービスの提供
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索
- ⑪ 死体の処理
- ⑫ 障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、川崎市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

(資料編 救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用)

2 応急救助の実施方法等

救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類	川 崎 市 地 域 防 災 計 画 に よ る 計 画 名
避難所の供与	第4部 第6章 避難対策
応急仮設住宅の供与	第4部 第15章 応急住宅対策
食品の給与	第4部 第9章 物資等の供給
飲料水の供給	第4部 第9章 物資等の供給
生活必需品の給与	第4部 第9章 物資等の供給
医療及び助産	第4部 第4章 医療救護・福祉対応
被災者の救出	第4部 第4章 医療救護・福祉対応 第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
福祉サービスの提供	第4部 第4章 医療救護・福祉対応
被災した住宅の応急修理	第4部 第15章 応急住宅対策
学用品の給与	第4部 第14章 文教対策
埋葬	第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
死体の搜索及び処理	第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
障害物の除去	第4部 第15章 応急住宅対策

第6節 従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等

市長は、真に必要なやむを得ないと認めるときは、災害救助法の規定に基づき、医師等の特定の者を

救助に関する業務に従事させ、若しくは被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させ、又は特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収容し、必要な人員、物資、施設の確保に努め、救助を実施する。

(資料編 災害救助基準)

第 5 部 復旧計画・復興体制